

重層的支援体制整備事業実施の手引き

福岡県福祉労働部福祉総務課

令和4年3月

目次

1	事業創設の経緯	1
2	重層事業の概要	3
	(1) 事業の特徴	3
	(2) 事業の位置づけ	4
	(3) 重層事業において取り組む内容	5
	(4) 重層事業における支援の流れと3つの支援の関係性	7
3	3つの支援「相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援」について	8
	(1) 相談支援	8
	① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）	8
	② 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）	10
	③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第3号）	11
	(2) 参加支援（参加支援事業）	13
	(3) 地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）	15
4	重層的支援会議と支援会議について	18
	(1) 重層的支援会議	18
	(2) 支援会議	21
5	重層事業の実施のために必要なこと	23
	(1) 事業の実施要件	23
	(2) 重層的支援体制整備事業交付金	25
	① 歳入・歳出予算の整理	25
	② 交付金の算定方法	29
	(3) 庁内外の様々な分野との連携	33
	(4) 重層事業実施計画の策定	53
	① 計画の目的	53
	② 計画に盛り込むべき事項	54
	(5) 重層的体制整備事業への移行準備事業の活用	55
6	重層事業の実施による意義・メリット	56

1 事業創設の経緯

- 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、平成29年(2017年)に社会福祉法(以下「法」という。)が改正され、地域福祉推進の理念が同法第4条に規定されました。

同時に、この理念の実現のため市町村において以下の3つの取り組みによって包括的な支援体制づくりに努める旨が法第106条の3に規定されました。

包括的な支援体制づくり

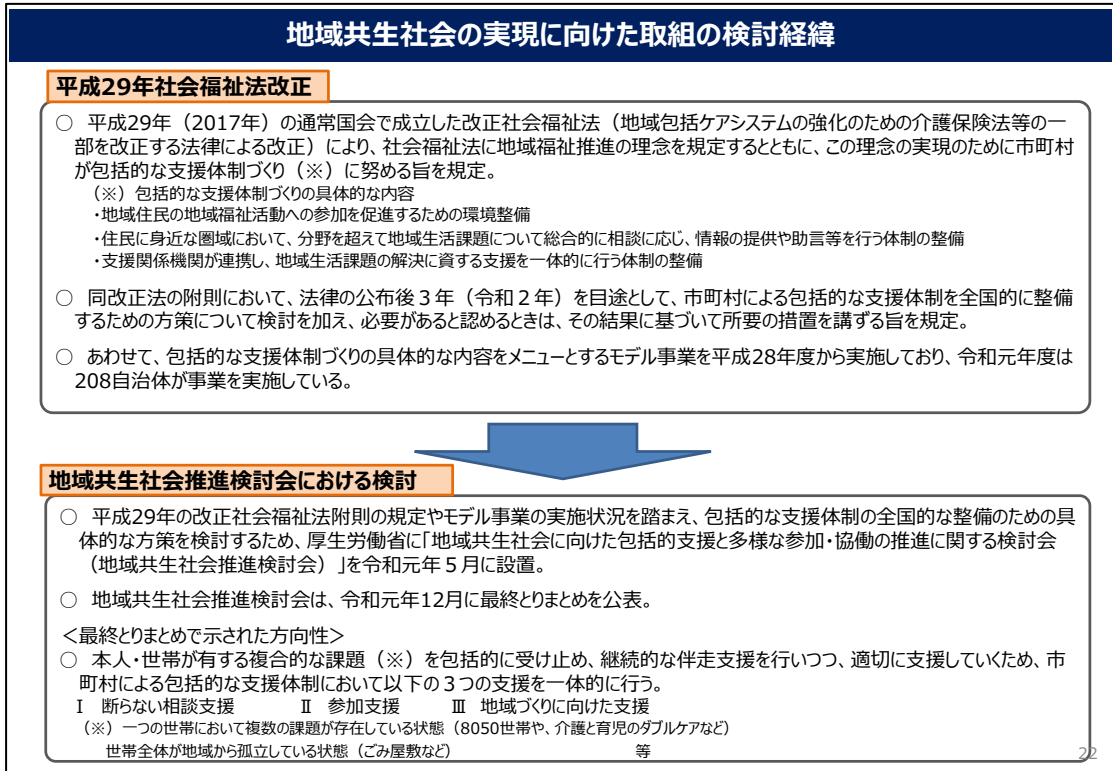
- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

- その後、国の検討会において、市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、次の4つの項目が提言されました。

- ① 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業を創設すべき。
- ② 本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とすべき。
- ③ 新たな事業の実施に当たっては、既存の取組や機関等を活かしつつ、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- ④ 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

- そして、令和2年(2020年)の法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備の具体的な手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」(以下「重層事業」という。)が法第106条の4に規定されました。

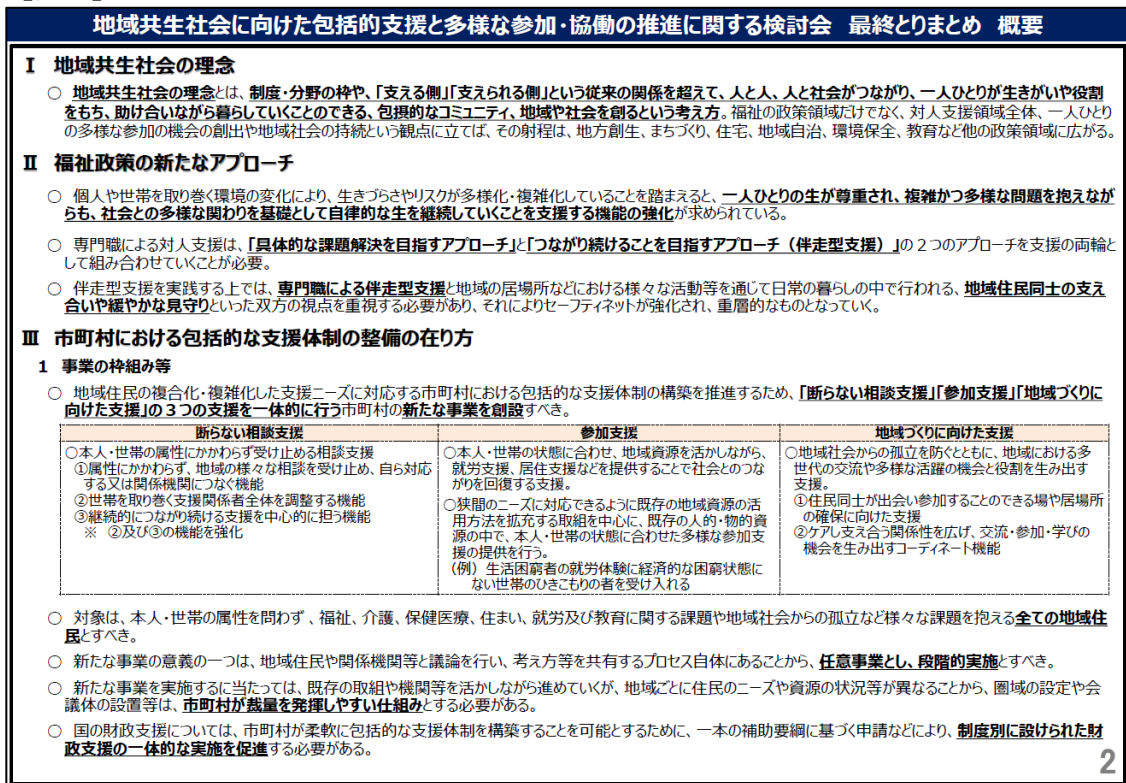
【図 1】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

【図 2】



出典：厚生労働省

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）

2 重層事業の概要

(1) 事業の特徴

- 重層事業は、市町村において相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組みを活かしつつ、新たに参加支援を加え、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するものです。

相談支援

- ・本人、世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐし、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を行う。

参加支援

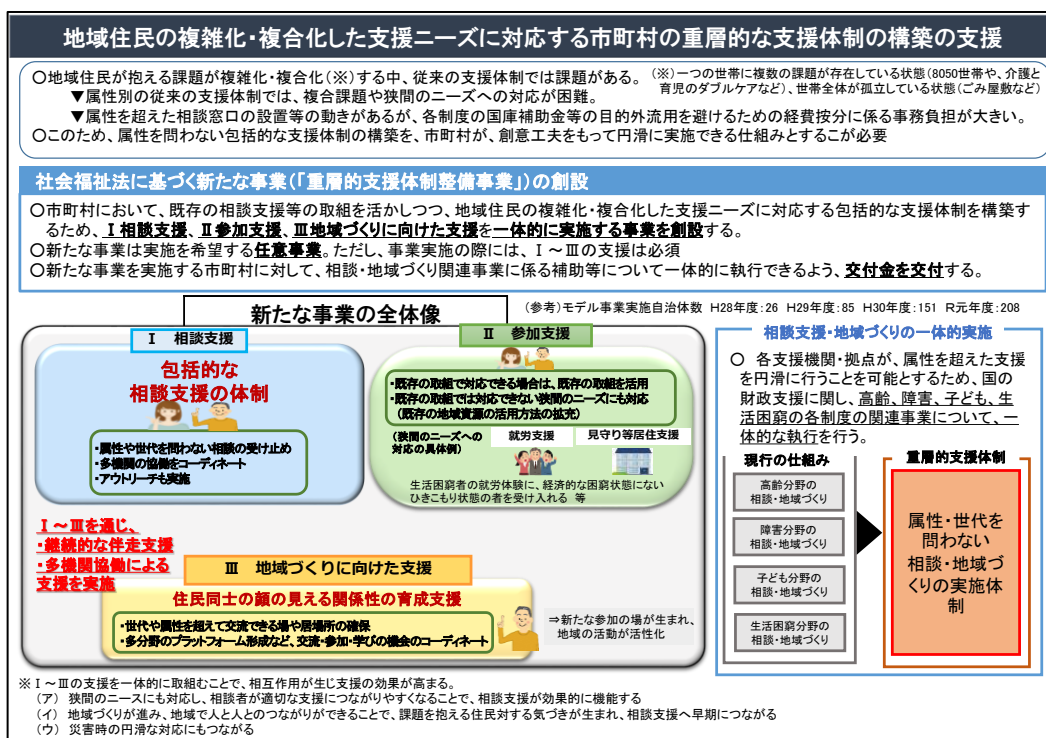
- ・社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえ社会資源を活用した多様な支援を行う。

地域づくりに向けた支援

- ・属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行う。

- 重層事業は、法第 106 条の 3 に規定された市町村による包括的な支援体制づくりのための手法の一つであるため、任意事業となっています。
- 相談支援、地域づくりに向けた支援に関連する既存の事業を一体的に実施できるよう、各分野の補助金を重層的支援体制整備事業交付金として一括交付します。

【図 3】



現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課

「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について」

(2) 事業の位置づけ

- 重層事業は、市町村による包括的な支援体制の整備の手法の一つとして創設されましたが、事業を社会福祉法上の位置づけという視点で整理すると【図4】のように整理することができます。

- 各条項の概要は以下のとおりとなります。

法第4条1項（令和2年（2020年）改正で規定）

地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すものとして、その理念などを明確化。

法第4条2項（平成12年（2000年）改正で規定）

地域住民を、社会福祉事業者及びボランティア等を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付け。

法第4条3項（平成29年（2017年）の改正で規定）

地域住民、社会福祉の事業者等は、本人だけでなく世帯全体に着目し、分野を限定せず地域生活課題を把握するとともに、関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化。

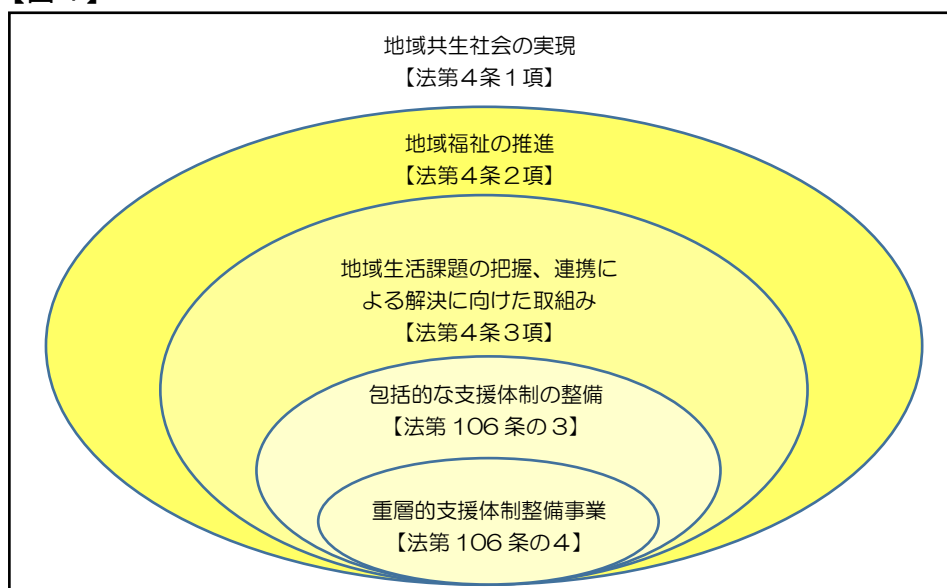
法第106条の3（平成29年（2017年）の改正で規定）

市町村による、包括的な支援体制の整備を努力義務として規定。

法第106条の4（令和2年（2020年）の改正で規定）

法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法としての重層事業の創設。

【図4】



(3) 重層事業において取り組む内容

- 3つの支援の具体的な実施内容については、法第106条の4第2項に規定されています。
- また、相談支援及び地域づくりに向けた支援については、高齢、障がい、子ども、生活困窮分野（以下「4分野」という。）の既存事業を一体的に実施します。

【図5】

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）		
○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。		
①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。		
②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。		
	機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ ロ ハ ニ 相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
		【障害】 障害者相談支援事業
		【子ども】 利用者支援事業
		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ ロ ハ ニ 地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
		【介護】 生活支援体制整備事業
		【障害】 地域活動支援センター事業
		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号	支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

28

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

- 法に規定された各事業は、図6のように整理することができます。
- 4分野の既存事業は、重層事業を実施する場合においても、各分野の根拠法に基づいて実施されます。

【図6】

3つの取組み	取組みの内容	個別事業名 ()は社会福祉法における根拠条項	分野	既存事業名 ()は根拠法
I 相談支援	<p>○4分野の既存の相談支援を一体的に行う。既存支援では対応できない困難課題をもつ相談者は、多機関協働事業につなぎ、同事業者が中心となって当該案件に対する支援を検討・調整する。</p> <p>○困難課題を抱えていることにより、自ら支援を求めることができない人や、支援に拒否的な人に対しては、アウトリーチ等支援事業者により継続的な支援を行う。</p>	包括的相談支援事業(既存) (106条の4第2項1号)	イ	高齢 地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 地域包括支援センターの運営 (介護保険法115条の45第2項1-3号)
			□	障がい 地域生活支援事業補助金のうち、 相談支援事業(基幹相談支援センター等強化事業+住宅入居等支援事業) (障害者総合支援法第77条第1項3号) ※交付税が措置されている障害者相談支援事業の実施が重層事業の要件であり、上記補助金は必須ではない。
			ハ	子育て 子ども・子育て支援交付金のうち、 利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)
			ニ	困窮 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金のうち、 自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項) 生活困窮者自立相談支援事業費等補助金の就労準備等支援事業のうち、 福祉事務所未設置町村による相談支援事業
			多機関協働事業(新規) (106条の4第2項2号)	
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新規) (106条の4第2項3号)		-	
II 参加支援	<p>○多機関協働事業からつながれた相談者について、社会参加に向けた支援が必要かつ、既存の支援制度では対応できない場合に、相談者に応じた支援メニューをコーディネートする。</p>	参加支援事業(新規) (106条の4第2項4号)		-
III 地域づくりに向けた支援	<p>○4分野の既存の地域づくりに係る取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場を構築し、地域資源の開発や地域ネットワークの構築等を行う。</p>	地域づくり事業(既存) (106条の4第2項5号)	イ	高齢 地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち、 地域介護予防防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項2号) ※国負担の5/100は調整交付金相当分 地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)
			□	障がい 地域生活支援事業補助金のうち、 地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号) ※交付税が措置されている地域活動支援センターの基本事業が重層事業の要件であり、上記補助金は必須ではない
			ハ	子育て 子ども・子育て支援交付金のうち、 地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)
			ニ	困窮 生活困窮者自立相談支援事業費等補助金のその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業のうち、 共助の基盤づくり事業 ※

※令和4年度からは事業名が、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」となる。

(4) 重層事業における支援の流れと3つの支援の関係性

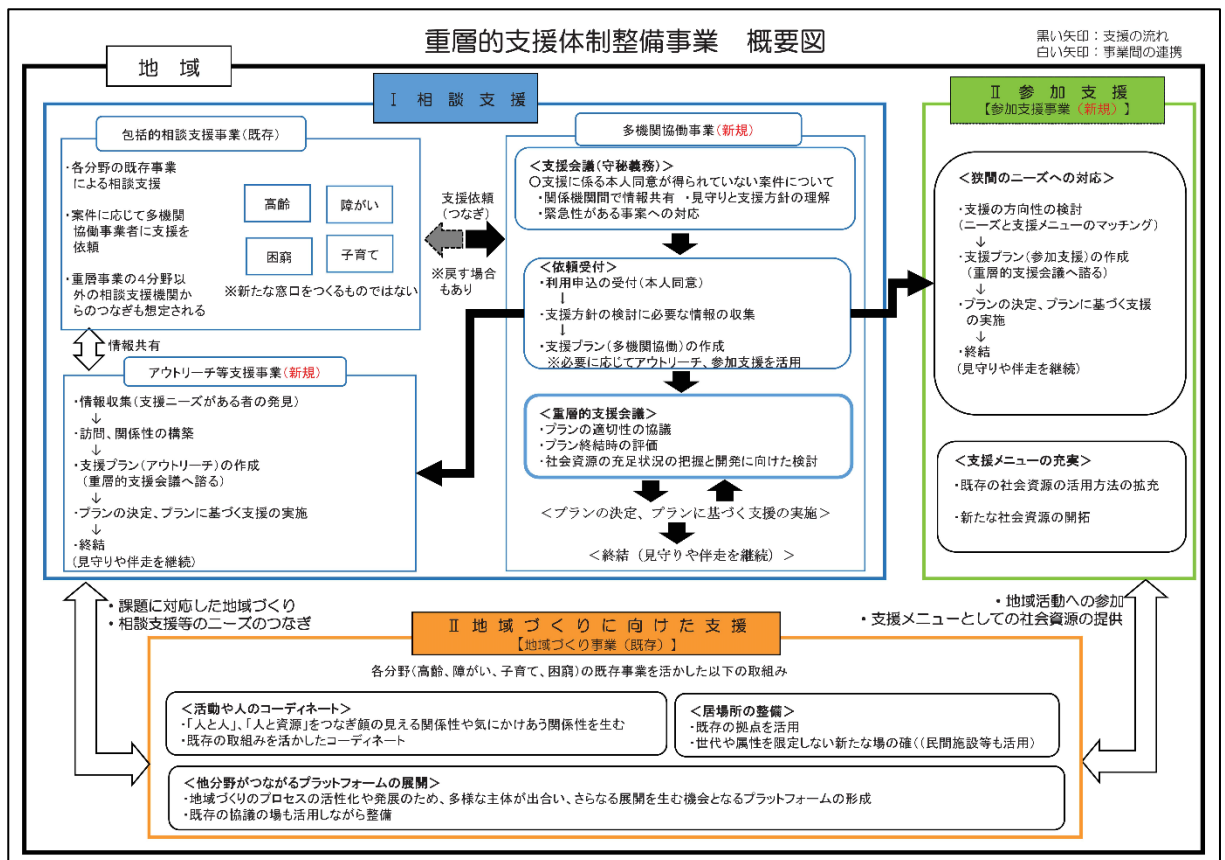
○ 重層事業では、複雑化・複合化した課題に対し、多機関協働事業を中心に各支援機関の役割分担や支援内容を検討し、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。

支援の流れのイメージは以下のとおりです。

- ① 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- ② 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- ③ 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- ④ 必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）や参加支援事業につないでいく。
- ⑤ 重層的支援会議を通じて、各支援機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、プランに基づく支援を実施する。

○ 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援が相互に作用しながら、上記の支援を行うことにより、包括的な支援体制を整備します。

【図7】



3 3つの支援「相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援」について

(1) 相談支援

① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

- 4分野の各相談支援事業において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。
- 相談者が複合的・複雑化した支援ニーズを抱えており、支援関係機関の役割分担を整理する必要がある場合や、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会参加への支援が必要だと想定されるケースは、各相談支援事業から多機関協働事業につながります。

<包括的相談支援事業で実施する事業一覧>

【図8】

分野	事業名	根拠法
高齢	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 地域包括支援センターの運営	介護保険法 115 条の 45 第 2 項 1-3 号
障がい ※ 1	<必須>障害者相談支援事業の基本事業 <任意>地域生活支援事業補助金のうち、相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業）	障害者総合支援法第 77 条第 1 項 3 号
子ども	子ども・子育て支援交付金のうち、 利用者支援事業	子ども・子育て支援法 第 59 条第 1 号
生活 困窮	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金のうち、 自立相談支援事業 ※ 2	生活困窮者自立支援法 第 3 条第 2 項
	生活困窮者自立相談支援事業費等補助金の就労準備等支援事業のうち、 福祉事務所未設置町村による相談支援事業 ※ 3	—

※ 1 ・重層事業の必須要件である障害者相談支援事業の基本事業（交付税が財源として措置）、は重層事業交付金の対象にはならない。

・地域生活支援事業補助金の相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業）の実施は、重層事業の必須要件ではないが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付される。

※ 2 町村域は県が事業の実施主体となっているため、町村による自立相談支援事業の実施は必須ではない。

※ 3 福祉事務所を設置していない町村が実施することになるが、当該事業を直営で実施する場合は国庫を不要とする場合も想定される。

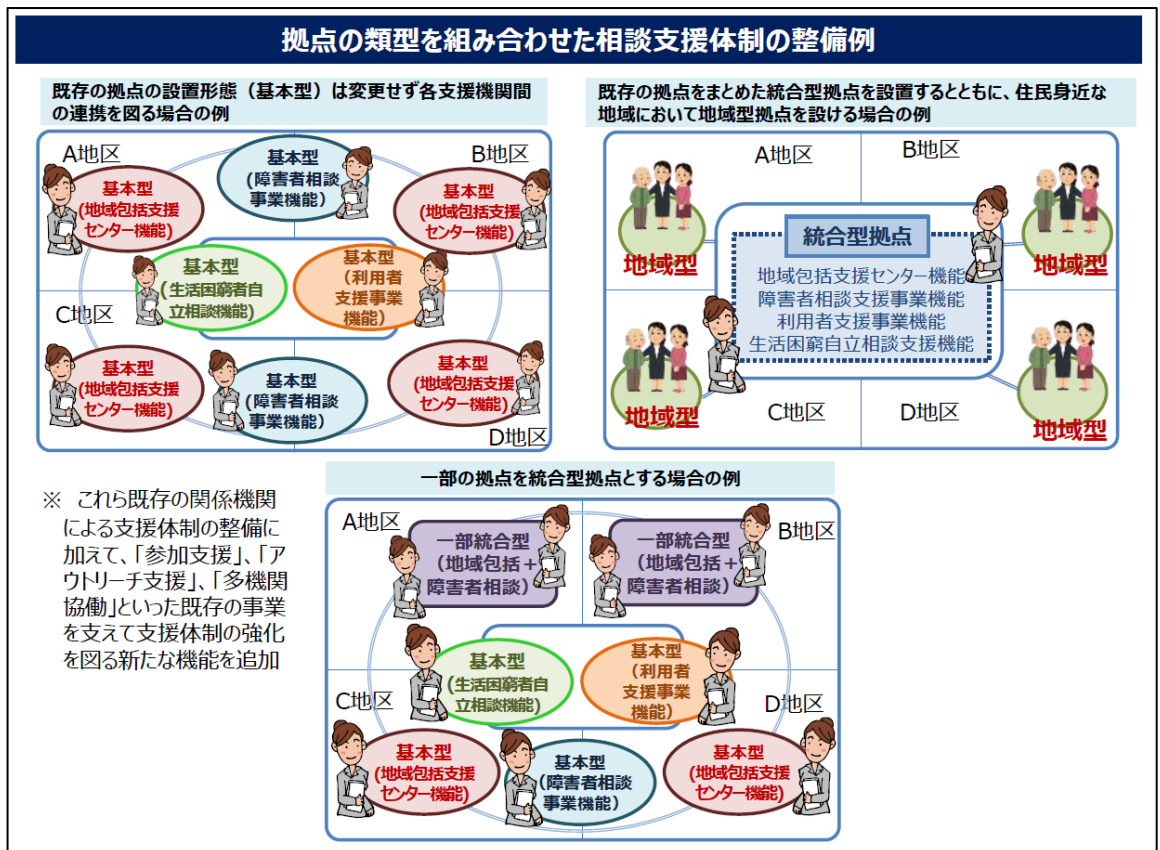
- 各相談支援事業の実施に係る体制については、以下の類型が考えられ、各分野の相談支援機関の活動状況や地域の社会資源に応じて、市町村ごとに検討が必要です。

基本型：各分野でそれぞれの事業者がおり、従来（既存事業）の機能をベースとしつつ、各相談支援事業者が連携。

統合型：複数分野（最大4分野）の事業を集約して支援を実施する。
 ※集約した事業のそれぞれの人員配置基準を満たす。

地域型：基本型又は統合型の拠点を設置した上で、当該拠点と連携しながら地域住民に身近な場所で相談支援を行う。住民自身も支援の担い手となり得る。

【図9】

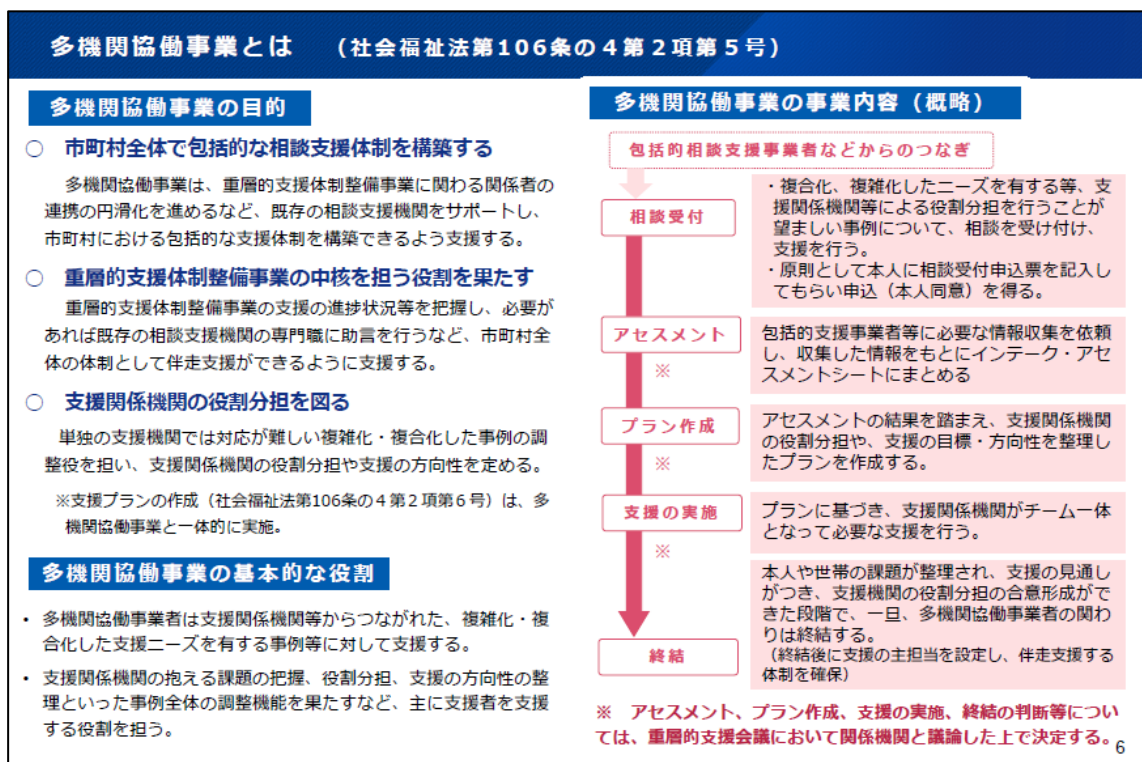


出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
 重層的支援体制整備事業に係る自治体マニュアル

② 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

- 支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化したケースに対して支援を行います。
- ケースに対応する支援関係機関が抱える課題の把握や、関係する支援機関の役割分担、支援の方向性といった、支援関係者全体の調整、サポートする機能の役割を持ちます。
- 法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号に規定される支援プランの作成は多機関協働事業において実施されます。多機関協働事業につながれ、関係機関間の情報共について本人同意が得られているケースについて、プランを作成します。
- また、作成した支援プランは多機関協働事業者が主催となる重層的支援会議の場で、各分野の支援関係者とその内容について協議の上、決定されます。

【図 10】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和 3 年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号)
- 複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。
 - 支援対象者は、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定されます。(ひきこもり状態、地域・他社とのつながりが希薄な者等)
 - また、アウトリーチ等事業は多機関協働事業者からつながれる以前からの支援活動も想定されます。
 - さらに、アウトリーチ等事業の支援対象者は、本人同意を得るまでに時間を要することが考えられるため、例えば、本人同意が得られるまでは、必要に応じて守秘義務がかけられた支援会議を活用し、支援の方向性を協議・共有することも考えられます。

【図 1 1】

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	
アウトリーチ等事業の目的	アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容(概略)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が届いていない人に支援を届ける 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。 ○ 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける 各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。 ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集 潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。 事前調整 本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。 ※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成 関係性構築に向けた支援 本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。 家庭訪問や同行支援 本人と出会った後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながるものが困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。 終結 本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結
<p>アウトリーチ等事業の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業 ・ 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。 	

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について(実

- また、アウトリーチ等事業の支援対象者は特定の分野ではなく、すべての住民を対象とするため、各分野で取り組まれているアウトリーチと連携が重要となります。

【図12】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

(2) 参加支援（参加支援事業）

- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない、狭間・個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。
- 本人やその世帯の課題やニーズに対して、支援メニュー（地域の社会資源）をコーディネートし、マッチングするほか、日ごろから、支援メニューとしての社会資源の開拓も行います。

【図13】

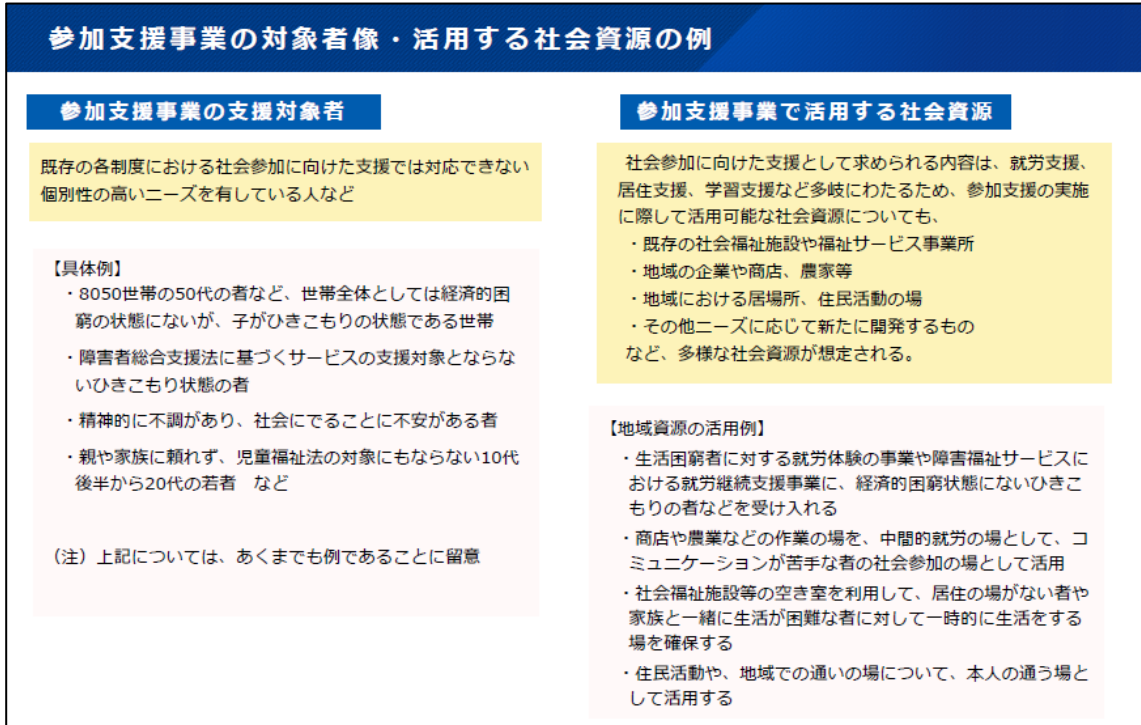
参加支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第3号）	
参加支援事業の目的	参加支援事業の支援内容（概略）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会とのつながりを作るための支援を行う 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援（※）では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。 ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。 また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。 ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。 また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付・プラン作成 重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成 資源開発・マッチング ・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。 ・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。 ・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。 定着支援・フォローアップ ・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。 ・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。 終結 社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。 ※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。
<p>※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。 既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。</p>	

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- 支援対象者は個別性の高いニーズを有する者で、例として次のような事例が想定されます。
 - ・8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子が引きこもりの状態である世帯。
 - ・障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない引きこもり状態の者。
 - ・精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者。
 - ・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者。
- 支援メニューは、地域における社会福祉施設や企業・商店、住民活動の場など、多様な社会資源が想定されます。

【図14】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

(3) 地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整理
 - ・ 4分野における既存の事業を行いながら、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や居場所の構築を目指します。
 - ・ 地域のカフェやフリースペースなどの民間の経営主体や福祉以外の分野で実施されている取組み（小さな拠点、空き家再生等推進事業など）との連携により、既存の場が持つ役割を拡張するといった方法も考えられます。

【図15】

地域づくりに向けた取組① - 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 -	
基本的な考え方	支援の展開
<ul style="list-style-type: none"> □ 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実に図っていく必要がある。 □ 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。 <p>（※）包括化の対象事業…【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 既存の拠点等の利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。 ※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長をもちつつ、多機能化する方法も考えられる。 ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。 ※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することも考えられる。 □ 新たな場の確保 ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。 ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

<地域づくり事業で実施する事業一覧>

【図16】

分野	事業名	根拠法
高齢	地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち、 地域介護予防活動支援事業	介護保険法第115条の45第1項2号
	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 生活支援体制整備事業	介護保険法第115条第2項5号
障がい ※1	<必須>地域活動支援センターの基本事業 <任意>地域生活支援事業補助金のうち、地域活動支援センター機能強化事業	障害者総合支援法第77条第1項9号
子ども	子ども・子育て支援交付金のうち、 地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法第59条第9号
生活 困窮	生活困窮者自立相談支援事業費等補助金のうち、 共助の基盤づくり事業 ※2	—

- ※1・重層事業の必須要件である地域活動支援センターの基本事業（交付税が財源として措置）、は重層事業交付金の対象にはならない。
- ・地域生活支援事業補助金の地域活動支援センター機能強化事業は、重層事業の必須要件ではないが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付される。
- ※2 令和4年度からは「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」として実施される。

○ 個別の活動や人のコーディネート

- ・ 「人と人」、「人と資源」をつなぐコーディネーターにより、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれるように促します。
- ・ 地域で取り組まれている事業や活動等を把握し、地域住民の活動の支援や、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場（プラットフォーム）」づくりを支えます。
- ・ この場合の「場」とは、拠点だけでなくイベント等のきっかけづくりなど様々な形態が考えられます。
- ・ 福祉以外の分野の、既存の地域活動におけるコーディネーター的な役割を担う人材（集落支援員や地域おこし協力隊）同士がつながり、活動目的や機会を共有することにより、双方の取組みを拡張・発展させる視点も重要です。

【図17】

地域づくりに向けた取組② - 個別の活動や人のコーディネート -	
基本的な考え方	支援の展開
<p>【コーディネーターに求められる役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。 □ 地域の課題の振り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまではずなりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。 □ 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取組の展開を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る） ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用感や継続性を高めることにつながる。 □ 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。 □ 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- 多分野がつながるプラットフォームの展開
 - ・ 地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望まれます。
 - ・ また、地域の多様な主体が情報交換・協議をすることができる機会を設定することにより、地域の様々な資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながっていきます。

【図18】

地域づくりに向けた取組③ - 多分野がつながるプラットフォームの展開 -	
基本的な考え方	プラットフォームに求められる役割
<ul style="list-style-type: none"> □ 実施市町村においては、①多様な場・居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識。 □ 様々な関係者が、互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学びあうことにより、それぞれの弱みを補いあうだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化することにつながる。 □ こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ フィールドワークによる地域の人と資源の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりは、地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠 ・ 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を気づく中で、地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要。 ・ 既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と価値を共有し、学ぶ機会（例 住民を含む協議の場等）を設け、重要性・価値感を共有する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要 □ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。 ・ 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能が求められる。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- 地域づくり事業の実施体制
 - ・ 地域づくり事業は、【図16】の各事業における個別の拠点において、多世代・多属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として多世代・多属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものです。
 - ・ このため、個別の拠点単位では、従前通り特定の属性や世代を意識した取組を維持するものと、重層事業の実施を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在し得ることになります。
 - ・ いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぐことが必要です。

4 重層的支援会議と支援会議について

- 重層的支援体制整備事業では、多職種・多機関による連携・協働包括的な支援を実施するため、重層的支援会議または支援会議を開催します。
- 重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有について本人同意を得たケースについて、法第106条の4第2項で規定する支援プランの内容等を支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うために開催するもので、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議です。
- 支援会議は、本人同意が得られないために、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まないケースや、予防的・早期の支援が必要にも関わらず支援が進まないケースに対応するため、守秘義務がかけられた会議を開催するもので、法第106条の6に規定されています。

【図19】

支援会議と重層的支援会議の違いについて	
支援会議（第106条の6）	<ul style="list-style-type: none">□ 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、<u>地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。</u>□ 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。<ul style="list-style-type: none">・ 気になる事案の情報提供・情報共有・ 見守りと支援方針の理解・ 緊急性がある事案への対応□ 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。<u>あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。</u>
重層的支援会議	<ul style="list-style-type: none">□ 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。□ 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。<ul style="list-style-type: none">・ プランの適切性の協議・ 支援提供者によるプランの共有・ プラン終結時等の評価・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

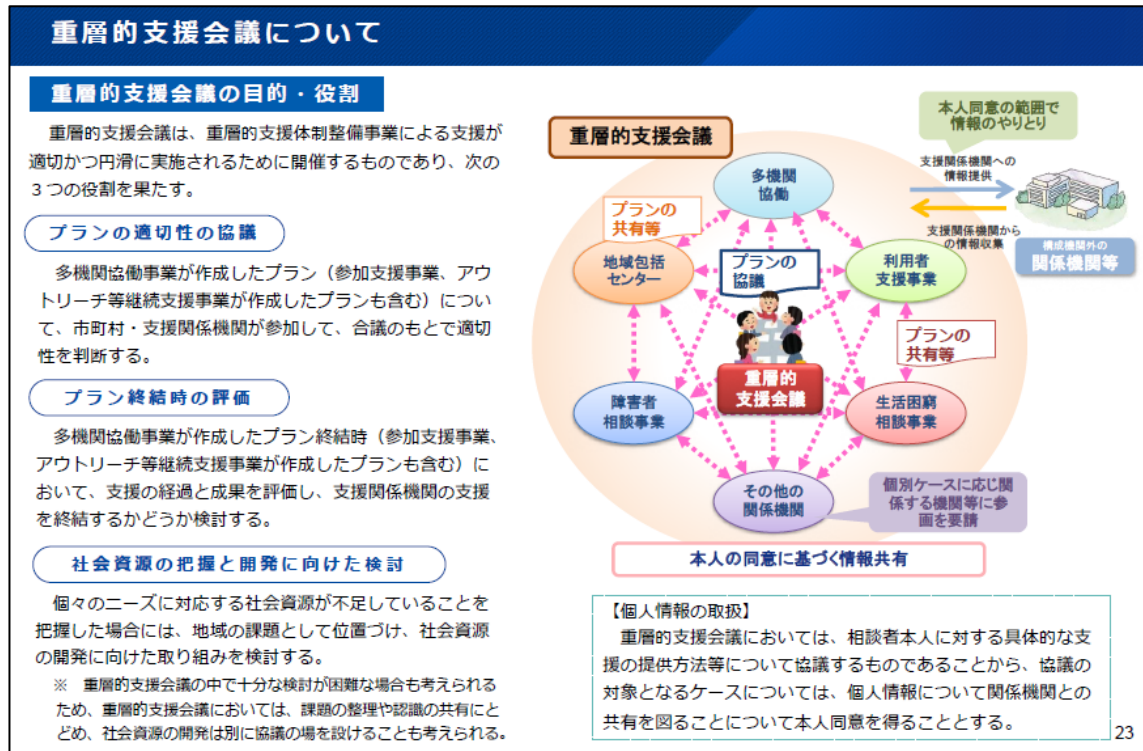
（1）重層的支援会議

- 重層的支援体制整備事業による支援を円滑に実施するためのもので、3つの機能があります。
 - ・ 支援プランの適切性の協議
 - ・ 支援プランの終結時の評価
 - ・ 社会資源の把握と開発に向けた検討
- なお、この場合における支援プランは多機関協働事業者、アウトリーチ等事

業者、参加支援事業者が作成する支援プランです。

- 相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等を協議する会議であるため、重層的支援会議で取り扱うケースは、個人情報支援関係機関で共有することについて、本人同意を取る必要があります。
- また、地域づくり事業における、地域の多様な主体が情報交換・協議をするための機会の設定に当たって、重層的支援会議を活用することも考えられます。

【図20】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- 重層的支援会議は、多機関協働事業者が開催し、原則として市町村職員、多機関協働事業者は全ての会議への参加が必須とされ、包括的相談支援事業、アウトリーチ等支援事業、参加支援事業の必要性が表面化する場合も考えられるため、原則としてこれらの事業者も参加が求められます。
- また、ケースに応じて他の分野の支援機関や地域の関係者などの参加も考えられます。
- 会議の主催は多機関協働事業者となりますが、多機関協働事業を委託して実施している場合は、支援関係機関の招集を円滑に行うため、市町村は必要な協力を行うことが求められます。

【図 2 1】

重層的支援会議の開催方法等	
<p>重層的支援会議の開催方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催する。 (多機関協働事業を民間団体に委託している場合、市町村は支援関係機関の招集等を円滑に行うために必要な協力を行う。) 重層的支援会議は、会議の役割、検討件数や事例の内容に応じて、定期開催、随時開催、それらを併用した開催が考えられる。 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など既存の会議体と組み合わせるなど、効果的・効率的に実施する。 <p>重層的支援会議の参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> 多機関協働事業者 市町村職員 包括的相談支援事業者 アウトリーチ等継続支援事業事業者 参加支援事業者 その他、事例の内容に応じて、関係する支援機関 (生活保護の実施機関、就労等の支援機関、学校や教育委員会など) <p>※ 重層的支援会議への参加が本人にとって有益な場合には、本人の参加も考えられる。</p>	<p>会議開催のタイミング・内容</p> <p>重層的支援会議は、以下のタイミングでは必ず開催する。 このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要な場合に適切に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ プラン策定時 <ul style="list-style-type: none"> アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 各支援関係機関の役割分担 モニタリングの時期の検討 等 □ 再プラン策定時 <ul style="list-style-type: none"> 本人の状況変化の確認、評価 現プラン評価 再プランの内容の確認 □ 支援終了の判断時 <ul style="list-style-type: none"> 本人の目標達成状況の確認、評価 支援終了の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認 □ 支援中断の決定時 <ul style="list-style-type: none"> 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における支援の中断

24

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- 重層的支援会議に諮られた支援プランが確定するまでの手続きを整理すると、【図 2 2】のようなパターンが考えられます。
- アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、市町村による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになります。

【図 2 2】

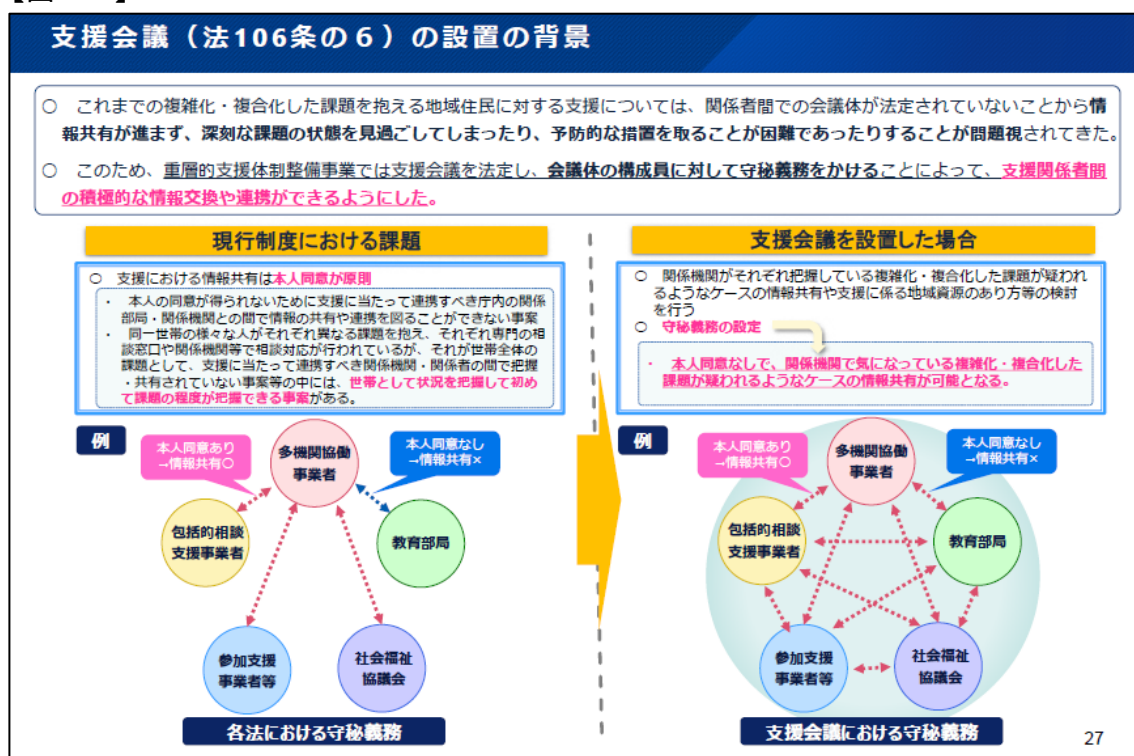
プランの内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	<ul style="list-style-type: none"> プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと、および支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	<ul style="list-style-type: none"> アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いである。 アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、市町村の支援決定は不要である。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	<ul style="list-style-type: none"> 市町村にプランの報告を行う。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル

(2) 支援会議

- 支援会議が法に規定される以前は、異なる分野の関係者による会議が法定化されていなかったため、複数の分野の課題を抱えた人の情報共有が進まず、必要な対応が困難であることが課題とされていました。
- 支援会議では、法で守秘義務を規定することにより、本人同意が得られていない人の個人情報の共有が可能となっており、違反した場合の罰則規定も設けられています。

【図23】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- 重層的支援体制整備事業の支援対象となり得る人で、本人同意が得られないために役割分担が進まないケースや、各支援関係機関が把握する潜在的な支援ニーズを持つ人の情報共有などを行います。
- 構成員は、市町村職員、重層的支援体制整備事業の関係支援機関の支援者、他の分野の支援関係者、地域の関係者など、様々な者が想定されますが、重層的支援会議と異なり、原則として参加が求められる者や主催者は規定されていません。
- しかし、支援会議は、支援に必要な情報の共有について本人同意が得られていない人の個人情報を取り扱うものであり、当該個人情報の適切な管理が必要なことを踏まえると、会議の開催運営は市町村が行うことが望まれます。

【図 2 4】

支援会議（法106条の6）の実施について

支援会議の目的	支援会議の構成員
<p>□ 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置する。</p>	<p>□ 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等） ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員 ・ その他の支援関係機関の相談支援員 ・ サービス提供者 ・ 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員 ・ 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など <p>※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要</p> <p>□ 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能</p>
支援会議の内容	
<p>□ 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、支援関係機関がそれぞれ把握しているながら支援が届いていない事例の情報共有、必要な支援体制の検討を行う。</p> <p>□ 支援会議の構成員の役割は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる事例の情報提供・情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性がある事案への対応 等 	

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
 令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

- 守秘義務は、支援会議の場で構成員同士の双方向の情報交換によって得た情報が適用範囲となります。
- なお、民生委員・児童委員など他の法律・制度により守秘義務が課せられている者について、構成員として支援会議の場で行う情報共有や、支援会議の依頼により構成員でない者が情報を提供するだけの場合は、それぞれの分野の法律・制度や個人情報保護法に違反することにはなりません。

【図 2 5】

支援会議（法106条の6）における守秘義務の適用範囲

① 支援会議においては、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える住民に関する人の情報共有が可能**となる。

② 複雑化・複合化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能**になる。

③ 支援会議の構成員が、正当な理由なく、支援会議の中で共有された個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される**ことになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要**。

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図

③ 第三者へ漏らした場合は守秘義務違反!!!
 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 (情報漏洩)

② (資料又は情報提供等の協力依頼) (資料等の提供)

① (個人への要請) (個人への要請)

支援会議

民生・児童委員協議会 (守秘義務 (民生委員法))

構成員の所属機関

中学校 (守秘義務 (地方公務員法))

支援会議からの協力依頼に基づく情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に反することにならない。 ※一方向的な情報提供等ではなく、双方向の情報交換等が行われる場合には、協力要請時に構成員の要請を行うことが必要。

改正法に基づき情報共有が可能な範囲 = 罰則規定の適用範囲

※ 団体と事前調整の上、団体に属する者を一括して構成員として要請することも可能

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
 令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

5 重層事業の実施のために必要なこと

(1) 事業の実施要件

- 重層事業の実施に当たっては、原則として【図26】に記載する事業を全て実施する必要があります。
- 包括的相談支援事業及び地域づくり事業に係る4分野の既存事業については、重層事業を実施する場合でも、相談窓口等の支援拠点の職員配置基準や負担率・補助率は各分野の根拠法に基づきます。

【図26】

重層的支援体制整備事業 体系図

3つの取組み	個別事業名 ()は社会福祉法における根拠 条項	分野	既存事業名 ()は根拠法	負担率・補助率				
				国	県	市町村	その他	
I 相談支援	包括的相談支援 事業(既存) (106条の4第2項1号)	イ	高齢	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 地域包括支援センターの運営 (介護保険法115条の45第2項1-3号)	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100(1号保険料)
		ロ	障がい	地域生活支援事業補助金のうち、 相談支援事業(基幹相談 支援センター等強化事業・住宅入居等支援事業) (障害者総合支援法77条第1項3号) ※交付税が措置されている障害者相談支援事業の実施が 重層事業の要件であり、上記補助金は必須ではない。	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
		ハ	子育て	子ども・子育て支援交付金のうち、 利用者支援事業 (子ども・子育て支援法59条第1号)	4/6	1/6	1/6	—
		ニ	困窮	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金のうち、 自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第36条第2項) 生活困窮者自立相談支援事業費等補助金の就労準備等支 援事業のうち、 福祉事務所未設置町村による相談支援事業	3/4	1/4(実施主体)		—
	多機関協働事業(新規) (106条の4第2項2号)		—		3/4	—	1/4	—
	アウトリーチ等を通じた継続的 支援事業(新規) (106条の4第2項3号)		—		3/4	—	1/4	—
II 参加支援	参加支援事業(新規) (106条の4第2項4号)	—		3/4	—	1/4	—	
III 地域づくりに 向けた支援	地域づくり事業(既存) (106条の4第2項5号)	イ	高齢	地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち、 地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項2号) ※国負担の5/100は調整交付金相当分	20/100 平均 5/100	12.5/100	12.5/100	23/100(1号保険料) 27/100(2号保険料)
		ロ	障がい	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100(1号保険料)
		ハ	子育て	子ども・子育て支援交付金のうち、 地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法59条第9号)	1/3	1/3	1/3	—
		ニ	困窮	生活困窮者自立相談支援事業費等補助金のその他生活困 窮者の自立の促進を図るために必要な事業のうち、 共助の基盤づくり事業 ※	1/2	1/2(実施主体)		—

※ 負担率・補助率等は令和4年3月現在

※1 令和4年度からは、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」として実施される。

<留意事項>

○ 相談支援

(障がい分野)

- ・重層事業の必須要件である障害者相談支援事業(交付税が財源として措置)、は重層事業交付金の対象にはならない。
- ・地域生活支援事業補助金の相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業)の実施は、重層事業の必須要件ではないが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付される。

(生活困窮分野)

- ・自立相談支援事業について、町村域は県が事業の実施主体となっているため、町村による当該事業の実施は必須ではない。
- ・福祉事務所未設置町村における相談支援事業について、当該事業を直営で実施する場合は国庫を不要とする場合も想定される。

○ 地域づくりに向けた支援

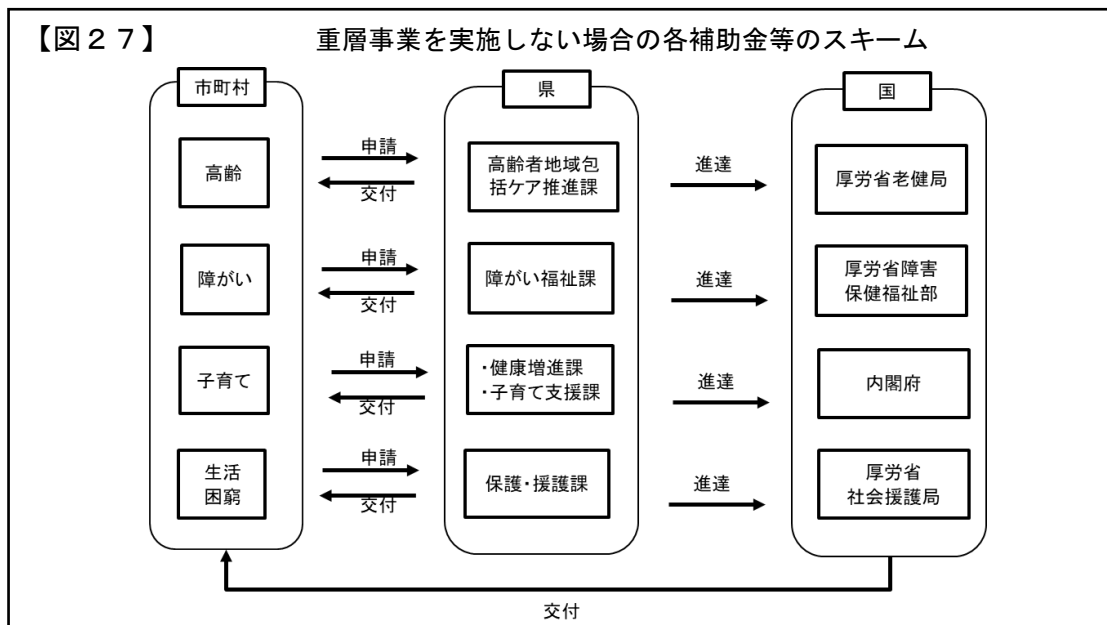
(障がい分野)

- ・重層事業の必須要件である地域活動支援センターの基本事業(交付税が財源として措置)、は重層事業交付金の対象にはならない。
- ・地域生活支援事業補助金の地域活動支援センター機能強化事業は、重層事業の必須要件ではないが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付される。

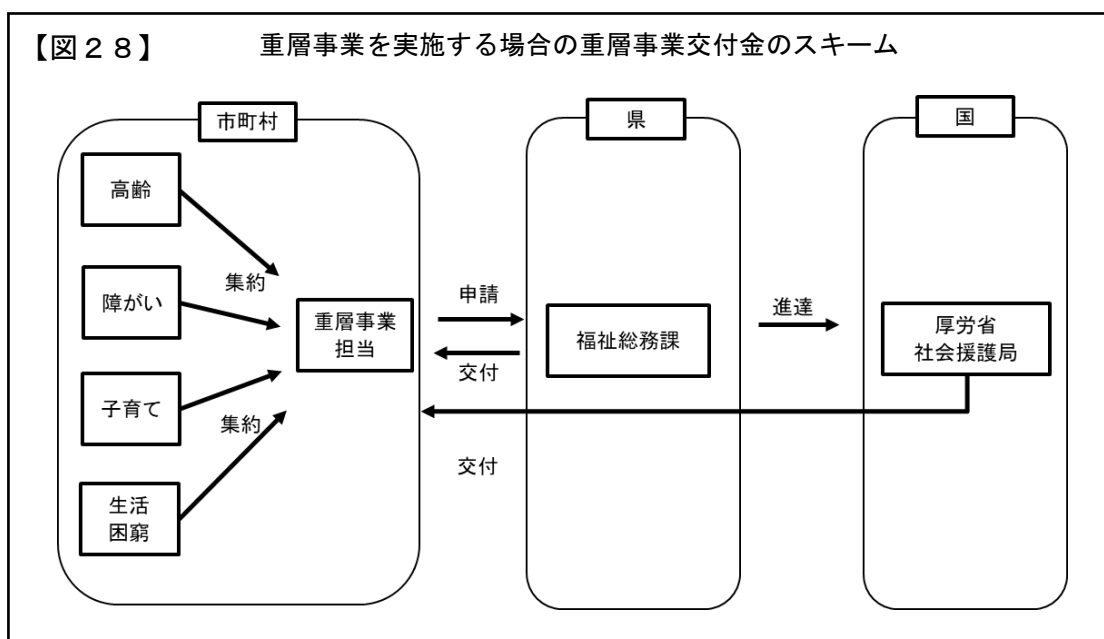
(2) 重層的支援体制整備事業交付金

① 歳入・歳出予算の整理

- 従来は、【図5】に記載された4分野の既存事業については、各分野の県担当課を通じて国に申請し、市町村の各分野担当課において国及び県の負担金・補助金を受け入れていました。



- しかし、重層事業を実施する場合、【図25】に記載された事業に係る国及び県の負担金・補助金は全て「重層的支援体制整備事業交付金」として【図28】のようなスキームで一括交付されます。
- なお、【図26】に記載されていない（重層事業の実施要件でない）各分野の事業に係る負担金・補助金は、従来どおり【図27】のスキームで申請等を行います。



- このため、重層事業を実施する場合は、重層事業交付金を受け入れるための歳入予算及び交付金を執行するための歳出予算をどのようにするか整理が必要となります。
- 予算の整理の仕方は、【図29】～【図33】が一例として考えられますが、各市町村において重層事業の担当課、4分野の担当課及び財政部局と協議の上、調整する必要があります。

【図29】

市区町村 予算整理案（歳入A案）					
一般会計【歳入】 ※○新規科目					
款	項	目	節	細 節	所 管 課 (例)
国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	社会福祉費負担金	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●生活困窮者自立相談支援事業 分	困窮分野所管課
			老人福祉費負担金	○重層的支援体制整備事業交付金 ●一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）・包括的支援事業（地域包括支援センターの運営分）・生活支援体制整備事業 分	介護分野所管課
	国庫補助金	民生費国庫補助金	社会福祉費補助金	生活困窮者自立支援事業補助金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●新機能 分 ●地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 分	新機能所管課 困窮分野所管課
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋住宅入居等支援事業）・地域活動支援センター機能強化事業 分	障害分野所管課
			児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・地域子育て支援拠点事業 分	子ども分野所管課
県支出金	県負担金	民生費県負担金	老人福祉費負担金	○重層的支援体制整備事業交付金 ●一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）・包括的支援事業（地域包括支援センターの運営分）・生活支援体制整備事業 分	介護分野所管課
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋住宅入居等支援事業）・地域活動支援センター機能強化事業 分	障害分野所管課
				児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・地域子育て支援拠点事業 分
繰入金	特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金 ○重層的支援体制整備事業繰入金	介護分野所管課

○国庫支出金、県支出金ともに【負担金】と【補助金】それぞれで受け入れているが、義務的経費と裁量的経費が一体となった交付金という観点から、【補助金】のみの科目設定として受け入れることも想定される。

○Aの歳入案では、国庫支出金・県支出金ともに、既存の【節】内に【細節】として「重層的支援体制整備事業交付金」を新設し、それぞれで「新機能分及び既存分の国庫支出金」を受け入れている。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

【図30】

市区町村 予算整理案（歳出 A案）						
一般会計【歳出】 ※○新規科目 ▲組替前科目						
款	項	目	大 事 業	中 事 業	所 管 課（例）	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活困窮者自立支援事業	▲自立相談支援業務（困窮・相談）	新機能所管課 困窮分野所管課	
			共助の基盤づくり事業	▲共助の基盤づくり業務（困窮・地域づくり）		
			地域共生社会推進事業	▲地域づくり業務（モデル事業） ▲多機関協働業務（モデル事業） ▲参加支援業務（モデル事業）		
			○重層的支援体制整備事業	○自立相談支援業務（困窮・相談） ○共助の基盤づくり業務（困窮・地域づくり） ○参加支援業務（新機能） ○アウトリーチ業務（新機能） ○多機関協働業務（新機能）		
		障害者福祉費	地域生活支援事業	▲相談支援業務（障害・相談） ▲地域活動支援センター等業務（障害・地域づくり）	障害分野所管課	
	○重層的支援体制整備事業		○相談支援業務（障害・相談） ○地域活動支援センター等業務（障害・地域づくり）	障害分野所管課		
			老人福祉費	○重層的支援体制整備事業	○地域介護予防活動支援業務（介護・地域づくり） ○地域包括支援センター業務（介護・相談） ○生活支援体制整備業務（介護・地域づくり）	介護分野所管課
		児童福祉費	児童福祉総務費	地域子ども・子育て支援事業	▲利用者支援業務【基本型】（子ども・相談） ▲利用者支援業務【特定型】（子ども・相談） ▲利用者支援業務【母子保健型】（子ども・相談） ▲地域子育て支援拠点業務（子ども・地域づくり）	子ども分野所管課
	○重層的支援体制整備事業			○利用者支援業務【基本型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【特定型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【母子保健型】（子ども・相談） ○地域子育て支援拠点業務（子ども・地域づくり）	子ども分野所管課	

○Aの歳出案では、それぞれの【目】の【大
事業】に「重層的支援体制整備事業」を新設
し、【中事業】に「新機能分及び既存分の歳
出事業」を新設している。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

【図31】

市区町村 予算整理案（歳入 B案）					
一般会計【歳入】 ※○新規科目					
款	項	目	節	細 節	所 管 課（例）
国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	社会福祉費負担金	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●生活困窮者自立相談支援事業 分 ●一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）： 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営分）： 生活支援体制整備事業 分	困窮分野所管課 介護分野所管課
		国庫補助金	民生費国庫補助金	社会福祉費補助金	生活困窮者自立支援事業補助金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●新機能 分 ●地域における生活困窮者支援等のための 共助の基盤づくり事業 分 ●相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋ 在宅入居等支援事業）・地域活動支援センター機能強化 事業 分 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・ 地域子育て支援拠点事業 分
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金	障害分野所管課
			児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金	子ども分野所管課
	県支出金	県負担金	民生費県負担金	社会福祉費負担金	○重層的支援体制整備事業交付金 ●一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）： 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営分）： 生活支援体制整備事業 分
県補助金			民生費県補助金	社会福祉費補助金	○重層的支援体制整備事業交付金 ●相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋ 在宅入居等支援事業）・地域活動支援センター機能強化 事業 分 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・ 地域子育て支援拠点事業 分
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金	障害分野所管課
			児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金	子ども分野所管課
繰入金	特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金 ○重層的支援体制整備事業繰入金	介護分野所管課

○国庫支出金、県支出金ともに【負担金】と
【補助金】それぞれで受け入れているが、義
務的経費と裁量的経費が一体となった交付金
という観点から、【補助金】のみの科目設定
として受け入れることも想定される。

○Bの歳入案では、国庫支出金・県支出金と
ともに、一つの【節】（社会福祉費）に【細
節】として「重層的支援体制整備事業交付
金」を新設し、「新機能分及び既存分の国庫
支出」を受け入れている。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

【図 3 2】

市区町村 予算整理案 (歳出 B案)						
一般会計【歳出】 ※○新規科目 ▲組替前科目						
款	項	目	大 事 業	中 事 業	所 管 課 (例)	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活困窮者自立支援事業	▲自立相談支援業務 (困窮・相談)	新機能所管課 困窮分野所管課 障害分野所管課 介護分野所管課 子ども分野所管課	
			共助の基盤づくり事業	▲共助の基盤づくり業務 (困窮・地域づくり)		
			地域共生社会推進事業	▲地域づくり業務 (モデル事業) ▲多機関協働業務 (モデル事業) ▲参加支援業務 (モデル事業)		
			○重層的支援体制整備事業	○参加支援業務 (新機能) ○アウトリーチ業務 (新機能) ○多機関協働業務 (新機能) ○自立相談支援業務 (困窮・相談) ○共助の基盤づくり業務 (困窮・地域づくり) ○相談支援業務 (障害・相談) ○地域活動支援センター等業務 (障害・地域づくり) ○地域介護予防活動支援業務 (介護・地域づくり) ○地域包括支援センター業務 (介護・相談) ○生活支援体制整備業務 (介護・地域づくり) ○利用者支援業務【基本型】 (子ども・相談) ○利用者支援業務【特定型】 (子ども・相談) ○利用者支援業務【母子保健型】 (子ども・相談) ○地域子育て支援拠点業務 (子ども・地域づくり)		
		障害者福祉費	地域生活支援事業	▲相談支援業務 (障害・相談) ▲地域活動支援センター等業務 (障害・地域づくり)	障害分野所管課	
		児童福祉費	児童福祉総務費	地域子ども・子育て支援事業	▲利用者支援業務【基本型】 (子ども・相談) ▲利用者支援業務【特定型】 (子ども・相談) ▲利用者支援業務【母子保健型】 (子ども・相談) ▲地域子育て支援拠点業務 (子ども・地域づくり)	子ども分野所管課

○Bの歳出案では、一つの【目】(社会福祉総務費)の【大 事 業】に「重層的支援体制整備事業」を新設し、【中 事 業】に「新機能分及び既存分の歳出事業」を新設している。

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

【図 3 3】

市区町村 予算整理案 (A案・B案共通)					
介護保険特別会計【歳入】					
款	項	目	節	細 節	所 管 課 (例)
介護保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	現年度分	介護保険料現年度分	介護分野所管課
			過年度分	介護保険料過年度分	
国庫支出金	国庫補助金	地域支援事業交付金	現年度分	介護予防事業費交付金 包括的支援事業・任意事業費交付金	介護分野所管課
支払基金交付金	支払基金交付金	地域支援事業交付金	現年度分	地域支援事業支援交付金	
県支出金	県補助金	地域支援事業交付金	現年度分	介護予防事業費交付金 包括的支援事業・任意事業費交付金	
繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	地域支援事業繰入金	介護予防事業費繰入金 包括的支援事業・任意事業費繰入金	

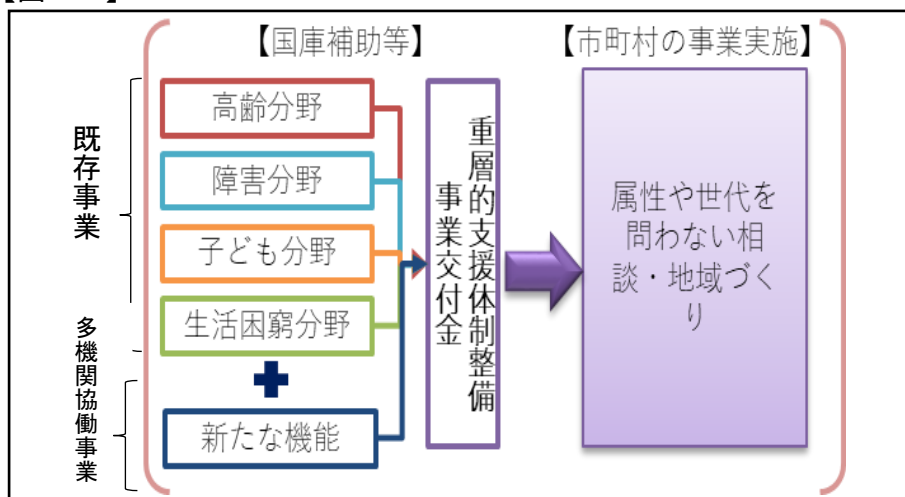
介護保険特別会計【歳出】 ※○新規科目 ▲組替前科目					
款	項	目	大 事 業	中 事 業	所 管 課 (例)
地域支援事業費	一般介護予防事業費	一般介護予防事業費	▲地域介護予防活動支援業務 (介護・地域づくり)	-	介護分野所管課
		包括的支援事業・任意事業費	▲地域包括支援センター業務 (介護・相談)	-	
		生活支援体制整備事業費	▲生活支援体制整備業務 (介護・地域づくり)	-	
諸支出金	繰出金	他会計繰出金	繰出金	一般会計繰出金 ○重層的支援体制整備事業繰出金	

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

② 交付金の算定方法

- 重層的支援体制整備事業交付金は、4分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金と、重層的支援体制の強化に必要な新たな機能としての多機関協働事業等（多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援）に係る補助金が合算して交付されます。

【図34】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）を一部加工

- 交付金の構成（内訳）は以下のとおりです。【図6】や【図26】で整理された体系図と整理の仕方が異なります。

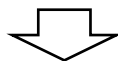
【図35】

交付決定の区分	分野	事業
包括的相談支援事業 ＜既存事業＞	高齢	地域包括支援センターの運営
	障がい	相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業）
	子育て	利用者支援事業
	生活困窮	自立相談支援事業 福祉事務所未設置町村による相談支援事業
地域づくり事業 ＜既存事業＞	高齢	地域介護予防活動支援事業
		生活支援体制整備事業
	障がい	地域活動支援センター機能強化事業
	子育て	地域子育て支援拠点事業
	生活困窮	共助の基盤づくり事業※
多機関協働事業等 ＜新規事業＞	新たな機能	多機関協働事業
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		参加支援事業

※令和4年度からは「生活困窮者のための地域づくり事業」として実施される

- 多機関協働事業等の交付金算定方法
 - ・ 新たな機能としての多機関協働事業等については、通常の補助金と同様に、事業実施年度の事業費（寄附金等の収入を除く）に国負担割合を乗じた額が交付金となります。
- 既存事業（包括的相談支援事業、地域づくり事業）の交付金算定方法
 - ・ 既存事業については、包括相談支援及び地域づくりのそれぞれにおいて、事業実施年度の前々年度（以下「基準年度」という。）の分野ごとの按分率を算出し、この按分率を用いて交付金を算定することとなっており、具体的には以下の方法により算定します。

① 事業実施年度の4分野の対象事業の事業費（寄附金等の収入を除く）を算出し合計。



② 基準年度※の4分野の対象事業における実績額を合計し、分野ごとの按分率を算出。

※按分率を客観的な指標で機械的に設定するため、決算で確定した前々年度の実績額を使用する。



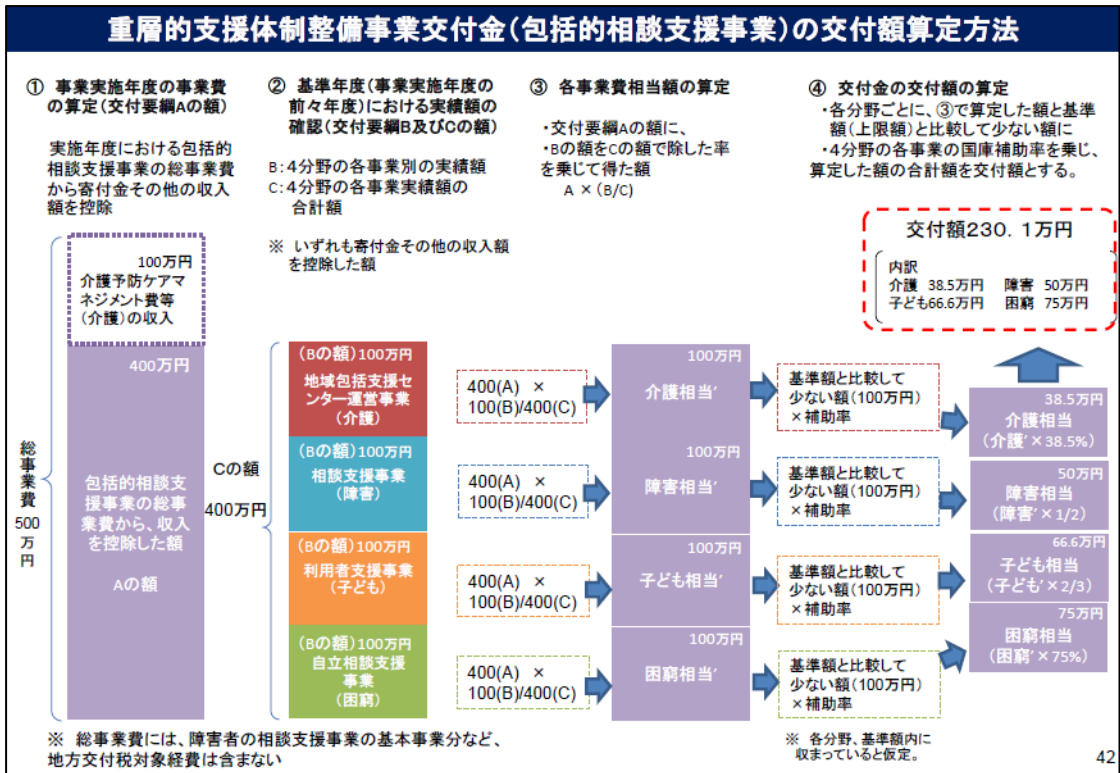
③ ①で算出した4分野の事業費の合計に、②で算出した分野ごとの按分率を乗じて、事業実施年度の分野ごとの事業費相当額を算出。

特定分野において支援拠点を新設するなど、基準年度と比較して事業内容を大きく変更する場合は、③で算出した額に拠点の開設・廃止等による分野ごとの影響額を反映させ、基準年度と事業実施年度との事業実態の乖離を調整する。



④ ③で算出した分野ごとの事業費相当額に、各事業で定められた負担割合を乗じ、算定した額の合計額を交付金とする。

【図36】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について(実務等)

【図37】

重点的支援体制整備事業交付金の算定方法例(過去実績による按分)

○既存の事業では、各事業別に区分して経費を積み上げて、対応する補助金等毎に申請し、交付を受ける。
○新たな事業においては、各事業の所要経費について詳細な区分を必要とせず、全体の事業費に過去実績による按分率を乗じることにより、各事業費に相当する額を算出。当該仮定の事業費を一括して交付金を交付。

【既存事業(過去実績)】					過去実績按分 (aの事業別割合)
事業名	対象経費 支出額 a	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a, bいずれか低い額×補助割合)	
地域包括支援センター運営事業	25,000	30,000	38.5/100	9,625	45.5%
基幹相談支援センター等機能強化事業	10,000	6,000	50/100	3,000	18.2%
利用者支援事業	5,000	7,000	1/3	1,667	9.1%
生活困窮者自立相談支援事業	15,000	18,000	3/4	11,250	27.3%
各事業費 合計	55,000			25,542	100.0%

過去実績により各事業費に相当する経費を算出

【新たな事業】						
事業名	対象事業総計 a'	過去実績按分	各事業按分額 a" (a'×按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a", bいずれか低い額×補助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000					25,542
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	25,000	30,000	38.5/100	9,625
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	15,000	18,000	3/4	11,250

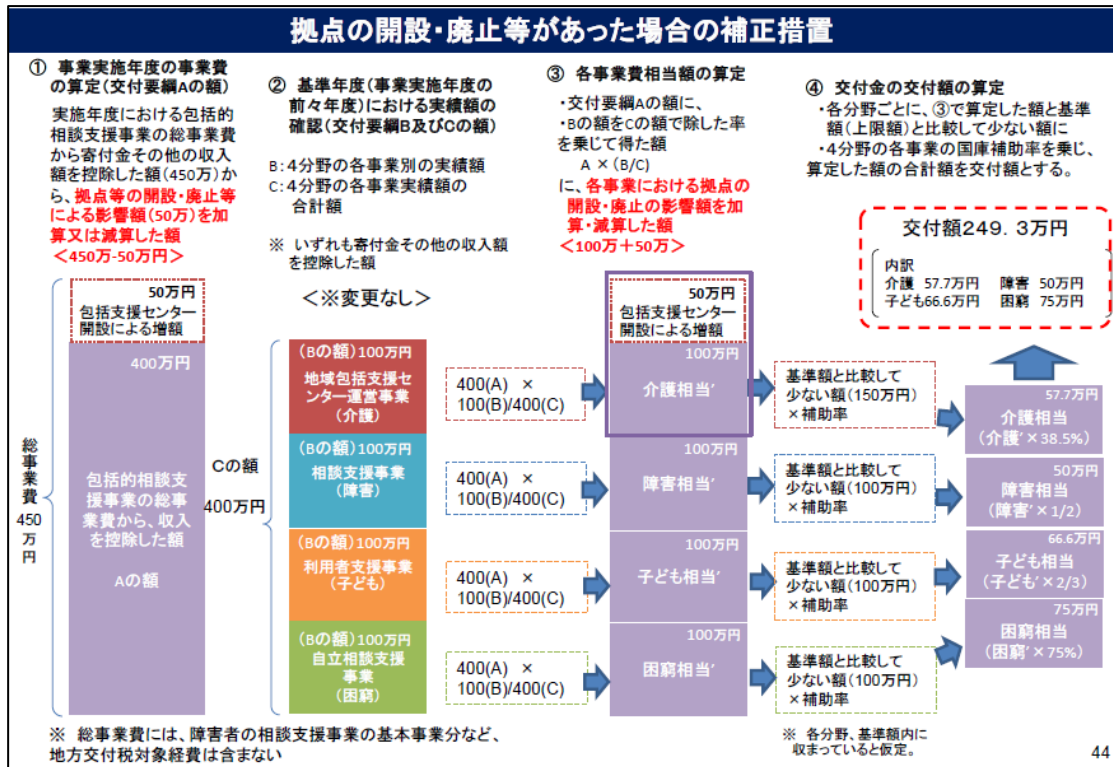
既存の基準額・補助割合を維持

※同様の事業実施形態であれば補助額は同一となる仕組み

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について(実務等)

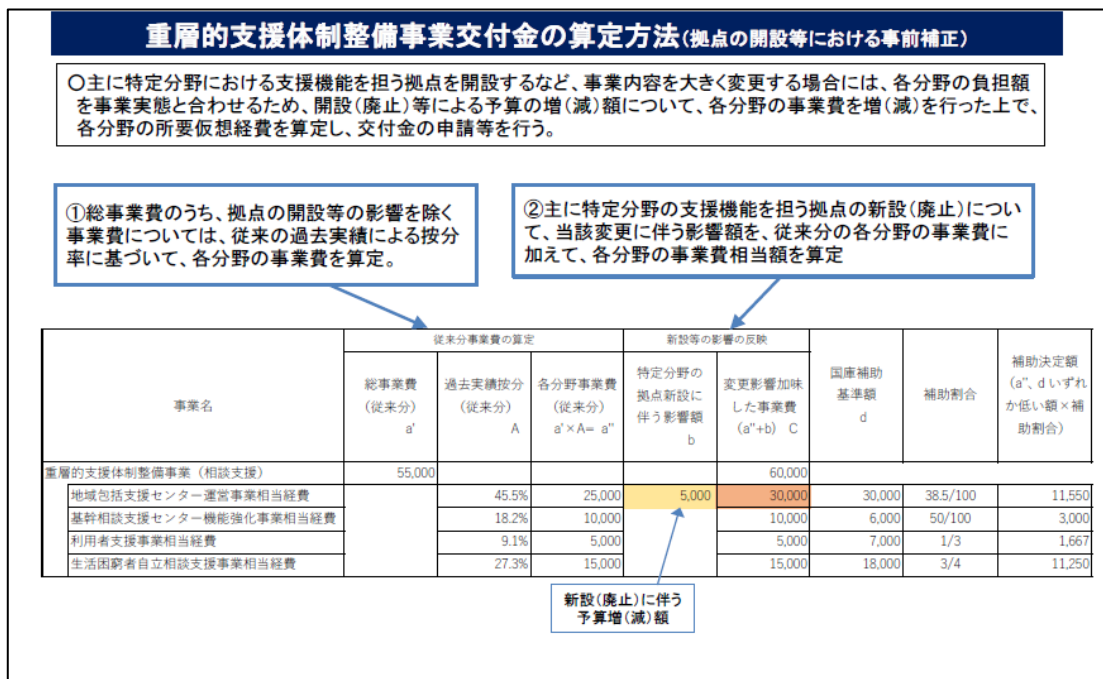
【図38】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について(実務等)

【図39】



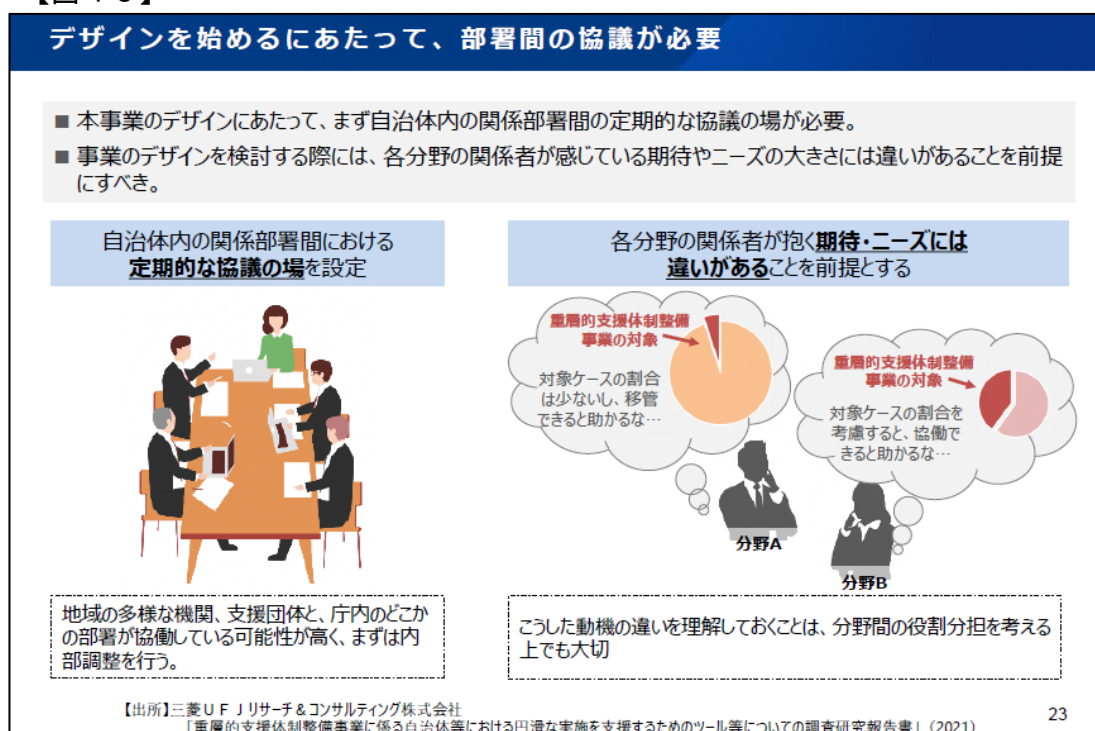
出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 重層的支援体制整備事業の実施について(実務等)

(3) 庁内外の様々な分野との連携

- 重層事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を目指すものであるため、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねることが必要です。
- 庁内外の関係者と議論に当たっては、重層事業の実施によって変わること、各関係者のニーズ、目指すべき体制やそれに向けての進め方等について、意識の共有を図ることが求められます。
- 重層事業は各分野の制度をひとまとめにするものではなく、高すぎる壁を低くすることによって縦割りの弊害を取り除き、スムーズな連携を目指すものです。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組みを進めることが重要です。

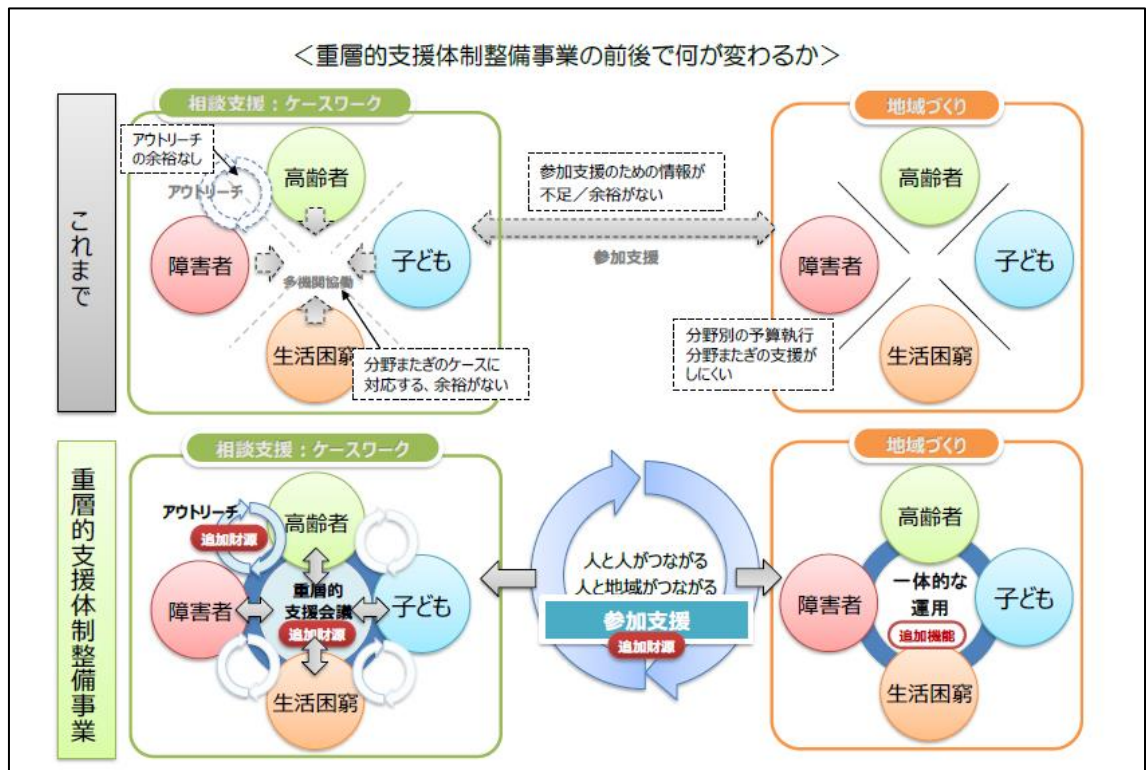
【図40】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

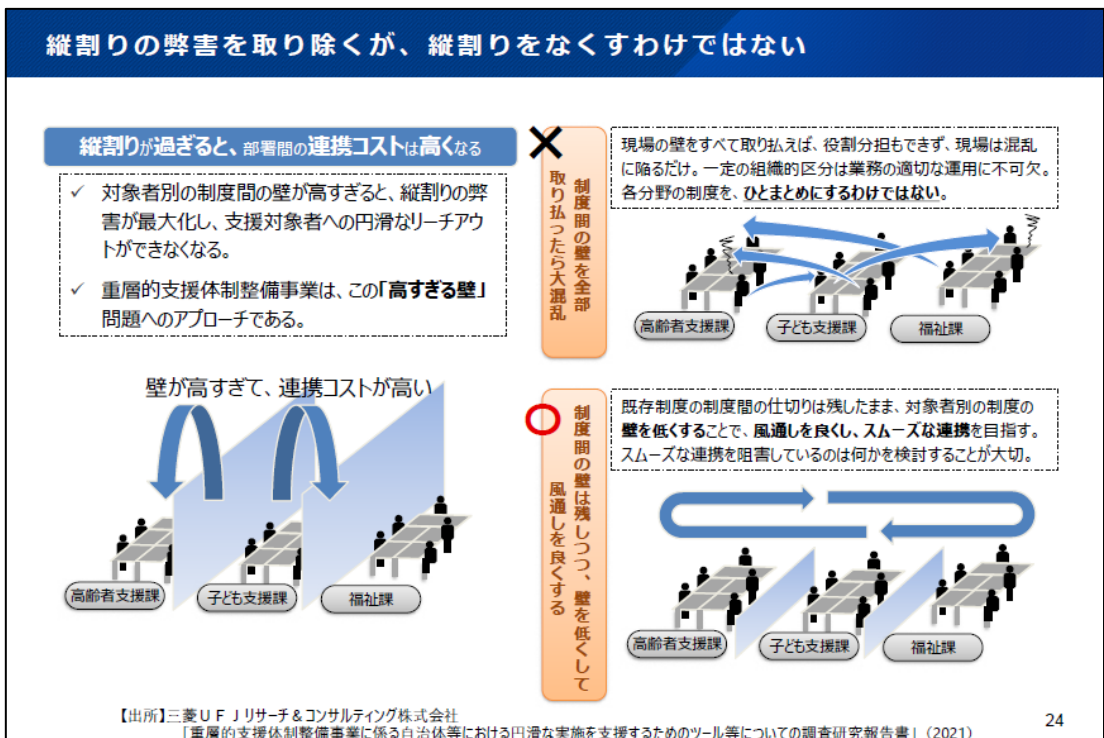
【図 4 1】



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究「重層的支援体制整備事業に関わる人に向けたガイドブック」

【図 4 2】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

- 重層事業の実施に当たっては、予算が関連してくる4分野以外にも様々な分野の施策と連携していく必要があります。
- 【図43】は、厚生労働省社会援護局（重層事業所管）及び各関係省庁・部局から、重層事業との連携について通知が発出されている分野の一覧になります。
また、【図44】では通知が発出されている分野ごとに、その連携の内容について、通知文から抜粋しています。

【図43】

No	分野・制度	国通知日
1	ひきこもり支援	R3. 3. 29
2	自殺対策	
3	児童福祉、DV被害者支援等	
4	公共職業安定所等	
5	シルバー人材センター	
6	生涯学習	
7	水道事業	
8	保護観察所等	
9	地域生活定着促進	
10	教育施策	
11	子ども・若者育成支援	R3. 3. 31
12	高齢者向け施策	
13	障害保健福祉施策	
14	子ども・子育て支援施策	
15	生活困窮者自立支援制度	
16	生活保護制度	
17	成年後見制度利用促進	
18	社会福祉協議会及び民生委員・児童委員	
19	地域若者サポートステーション	R3. 4. 1
20	消費者安全確保地域協議会制度	R3. 10. 1
21	地域力創造施策	
22	地方創生施策	R3. 12. 1
23	農林水産施策	R4. 3. 1

【図 4 4（重層事業の必須分野である 4 分野の内容は省略）】

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
①	ひきこもり支援	<p>連携が想定される事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 <p>連携が想定される事例・取組み</p> <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ ひきこもり支援機関からのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり状態にある者と高齢の親が同居している世帯で、高齢の親も地域住民や支援関係機関等から孤立している状態であるが、高齢の親に対するアウトリーチ支援から始めた方が、世帯との信頼関係の構築が進む可能性がある場合 など。 <p>【ひきこもりサポーターとの連携】</p> <p>○ 生活困窮状態にある者の早期発見や世帯の状況等の把握の手段として、ひきこもり状態にある者がいる世帯を訪問し、本人や家族の話を傾聴すること等を通じて当該世帯の状況等を把握するひきこもりサポーターと連携。</p>
②	自殺対策	<p>連携が想定される事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ 地域づくり事業 <p>連携が想定される困難課題</p> <p>【多機関協働事業、包括的相談支援事業】</p> <p>○ 多機関協働事業者及び包括的相談支援事業者が、自殺の危険性を示すサインに気づき、必要に応じて適切な専門機関につなぐことが可能となるよう、自治体の実施するゲートキーパー養成研修その他自殺対策に関わる人材養成研修への積極的な参加等により、自殺の危険性を示すサインやその対応方法、支援が受けられる関係機関の連絡先等の基礎知識を習得する。</p> <p>○ 以下のようなケースについて、自殺対策所管部局からのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8050 問題やごみ屋敷など、世帯として地域から孤立している者・世帯 ・ 失業・多重債務・健康問題・人間関係の問題など本人や世帯として問題を抱えている者 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、自殺対策所管部局や自殺予防に関する相談窓口等へのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺のリスクは低いと考えられるが、失業、多重債務、健康問題、人間関係の問題など本人や世帯として問題を抱えているものの、支援機関につながっていない状態 ・ 自殺リスクのある本人に支援は行っているが、その家族においても別の問題を抱えており支援が必要な状態

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
③	児童福祉制度、DV被害者支援施策等	<p>連携が想定される事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 <p>連携が想定される事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、児童福祉制度・DV被害者支援施策等の担当部局から多のつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど一つの世帯に複数の課題があり、各支援機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合。 ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、家族間の関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業では対象にならない又は支援が困難なケースで、各支援機関で相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、児童福祉制度・DV被害者支援施策等の担当部局へのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダブルケアやヤングケアラーの問題など、一つの世帯に複数の課題が存在していると考えられるが、関係支援機関の支援が届いていない場合 ・ ごみ屋敷や騒音等のトラブルなどにより、世帯全体が地域から孤立している場合 ・ 子ども・若者本人には明確な課題は確認されていないが、多子世帯等で養育に支援が必要な場合や、親が収入や健康などの課題を抱えている場合など、世帯全体でみると複雑化・複合化した課題を抱えている場合 ・ 一度、相談支援機関に相談があったものの、支援に対する消極的又は拒否的な対応等により支援に至らず、今後、問題が深刻化・複雑化するおそれがある場合

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
④	公共職業安定所等	<p>連携が想定される事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ その他（職業安定所等によるHP掲載やリーフレット配架による福祉分野の窓口周知） <p>連携が想定される事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のようなケースについて、職業安定所からのつなぎ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のようなケースについて、職業安定所からのつなぎ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職したもののいつも長く続かず退職する、面接に落ち続けるなど、就労だけでなく、日常生活や人間関係の構築等に問題があると考えられる状態 ・ 就労を希望する本人には明確な課題は確認されていないが、介護や子育ての負担感が大きく、将来的に生活に支障をきたす可能性が高い状態 <p>【参加支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加支援事業における支援メニューの構築に向けて、多様な就労（例えば、ひきこもりや難病、高齢者等に向けた短時間・短期間の就労や就労経験が少ない者向けの就労等）の創出に向けた相談等や地域の企業等に関する情報提供等の依頼。

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑤	シルバー人材センター	<p>連携が想定される事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ 地域づくり事業 <p>連携が想定される事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、シルバー人材センターから多機関協働事業者へのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、シルバー人材センターからアウトリーチ等支援事業へのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人には一見問題が見られないものの、ひきこもりの子どもがいたり（8050問題）、介護（老老介護）をしていたりする状態 ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態 ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑥	生涯学習現役促進地域連携事業	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 地域連携事業の協議会からのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 地域連携事業の協議会からのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人には一見問題が見られないものの、ひきこもりの子どもがいたり（8050 問題）、介護（老老介護）をしていたりする状態 ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態 ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態
⑦	水道事業	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業、アウトリーチ等支援事業者、参加支援事業】</p> <p>○ 以下のような事象の把握等を水道事業者に依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等に生活に困窮する者等を把握した場合 ・ 著しい使用水量の変動があり、家人と連絡を取ろうとしたが連絡がつかず、原因も不明である場合 ・ 水道料金の検針等で地域を巡回している際に、住宅から異臭、異音、子供の泣き叫び声がしている場合 ・ そのほか、何らかの社会的問題を抱えていると思われるものの、支援関係機関等につながっている様子が感じられず、地域からも孤立していると感じられる場合

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑧	保護観察所等	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、保護観察所等からのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設在所中の者であって、出所後の生活基盤の構築や継続的な医療的・福祉的支援の実施に際して、在所中から各支援関係機関による支援の調整が必要な場合 ・ 刑務所出所者等であって、障害や経済的な困窮、依存症など複数の課題を抱えており、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、保護観察所等からのつなぎ。</p> <p><自ら支援を求めることが難しい方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護施設や自立準備ホーム等で保護はしているものの、日中活動として、一般就労やいずれの福祉サービス等にもつながっておらず、また、保護観察や更生緊急保護期間の終了後の行き先も自力で見つけられないような状態。 <p><課題に対する自覚がない方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出所した高齢者が一人暮らしとなったが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態（人に相談するという経験が少なく、相談できずに困り事を抱えている可能性がある。） ・ 何度も救急車を呼ぶなどの状況が見られるが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（出所後、寂しさや不安感を抱いている可能性がある。） ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（刑務所での生活が長く、社会生活に馴染むことができていない可能性がある。） <p>【参加支援事業（事業活用例）】</p> <p>○ 保護観察所等から参加支援事業の活用について相談を受けた場合に以下のような支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所において、更生保護施設や自立準備ホームに入所している高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。 ・ 生活困窮の就労支援施設や就労継続支援B型の事業所において、更生保護施設や自立準備ホームの入所者であって、境界領域知能や何らかの依存症などの見えづらい課題や複雑化した課題を抱えているため、社会参加を進めるにあたって既存の制度では対応できない者に対して、就労支援を実施する。

		<ul style="list-style-type: none">更生保護施設や自立準備ホームと協定等を結ぶなどした上で、身柄拘束されることなく微罪処分や起訴猶予となる等、保護観察所が行う更生保護法に基づく支援等の対象者ではないものの、複合的な課題を抱える者を、更生保護施設等において一時的に受け入れ、地域生活定着支援センターも含めた地域の支援関係機関等と連携し、自立に向けた支援を実施する。
--	--	---

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑨	地域生活定着促進事業	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、地域生活定着支援センターからのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪をした者等であって、障害や経済的な困窮、依存症など複数の課題を抱えており、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、地域生活定着支援センターからのつなぎ。</p> <p><自ら支援を求めることが難しい方の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護施設や自立準備ホーム等で保護はしているものの、日中活動として、一般就労やいずれの福祉サービス等にもつながっておらず、また、保護観察や更生緊急保護期間の終了後の行き先も自力で見つけられないような状態。 <p><課題に対する自覚がない方の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出所した高齢者が一人暮らしとなったが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態（人に相談するという経験が少なく、相談できずに困り事を抱えている可能性がある。） ・ 何度も救急車を呼ぶなどの状況が見られるが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（出所後、寂しさや不安感を抱いている可能性がある。） ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（刑務所での生活が長く、社会生活に馴染むことができていない可能性がある。） <p>【参加支援事業】</p> <p>○ 地域定着支援センターから参加支援事業の活用について相談を受けた場合に以下のような支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所において、地域生活定着支援センターが支援する身寄りのない単身高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。 ・ 生活困窮の就労支援施設や就労継続支援B型の事業所において、更生保護施設や自立準備ホームの入所者であって、境界領域知能や何らかの依存症などの見えづらい課題や複雑化した課題を抱えているため、社会参加を進めるにあたって既存の制度では対応できない者に対して、就労支援を実施する。 ・ 更生保護施設や自立準備ホームと協定を結ぶなどした上で、身柄拘束されることなく微罪処分や起訴猶予となる等、保護観察所が行う更生保護法に基づく支援等の対象者ではないものの、複合的な課題を抱える者を、更生保護施設等において一時的に受け入れ、地域生活定着支援センターも含めた地域の支援関係機関等と連携し、自立に向けた支援を実施する。

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑩	教育施策	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ 地域づくり事業 ・ その他（地域学校協働活動や学校関係者との連携） <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、教育委員会等からのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、家族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ヤングケアラー、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、教育委員会等からアウトリーチ等支援事業者へのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人には一見問題が見られないが、経済的困窮、親や祖父母の介護を子どもが行うヤングケアラーなど世帯として問題を抱えている状態 ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態 ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につなげておらず、地域からも孤立している状態 <p>【重層的支援体制整備事業と地域学校協働活動の連携】</p> <p>○ それぞれの取組によって生まれた地域住民活動等の社会資源について、情報を共有するほか、それぞれ活動を行っている人や場の組み合わせを検討。</p>

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑪	子ども・若者育成支援施策	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、子ども・若者総合相談センター等からのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり状態の若者に関する相談が、中高年のひとり親から子若センターに寄せられたが、相談を受け支援方針を検討している段階で、親の経済的困窮や、さらにその親（祖父母）が認知症を発症し、要介護状態になったことが判明するなど、子供・若者育成支援施策の枠組みだけでは本人を含む世帯全体の複合的課題の整理、解決が難しい場合 ・ 家計、仕事、家事、住まい、子供の教育や進学、心身の健康、親族の介護・認知症、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、家族間の関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、子ども・若者総合相談センター等からのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護と育児のダブルケア（親が兄弟姉妹の介護に追われる中、他の子供の養育等が不十分となっているケースを含む。）や、親や祖父母等の介護を子供・若者が担うヤングケアラー等の問題など、一つの世帯に複数の課題が存在していると考えられるが、各支援関係機関の支援が届いていない場合 ・ ごみ屋敷や騒音等のトラブルなどにより、世帯全体が地域から孤立している場合 ・ 子供・若者本人には明確な課題は確認されていないが、多子世帯等で養育環境に課題がある場合や、親が収入や健康などの課題を抱えている場合など、世帯全体でみると複雑化・複合化した課題を抱えている場合

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑫	生活保護制度	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ 包括的相談支援事業 ・ その他（同行支援（上記事業が保護実施機関に同行、保護実施機関が上記事業者に同行支援）） <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【各事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、保護実施機関からのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護世帯や生活保護の受給が必要と考えられる世帯のうち、複雑化・複合化した課題を抱えており、多機関協働事業において課題の全体像を俯瞰した上で解きほぐしを行う必要のある場合 ・ 生活保護の申請があったが要件を満たさないため生活保護の受給に至らなかったり、収入の増加等により生活保護を脱却したりしたものの、複雑化・複合化した課題を抱えており、多機関協働事業において課題の整理と支援調整の依頼を行う必要があると判断した場合 ・ 被保護世帯や生活保護の受給が必要と考えられる世帯のうち、参加支援事業の対象となることが想定される場合 ・ 被保護世帯の抱える課題の全体像については、原則として保護の実施機関において一次的に把握するとともに、介護、障害、子どもなど個別分野の課題が特定できている場合は、保護の実施機関と当該分野の包括的相談支援事業者や支援関係機関間で連携して対応すること。 <p>○ 以下のようなケースについて、保護実施機関へのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人から生活保護の受給に関する相談があった場合 ・ 本人や世帯の状況から、自立に向けて生活保護の受給が必要となる可能性が高いと判断した場合であって、本人も生活保護制度に関する説明を希望した場合 <p>【同行支援】</p> <p>○ 多機関協働事業者や包括的相談支援事業者、アウトリーチ支援事業者から保護実施機関につなぎ、協働で支援を進める場合は、必要に応じて、アセスメント等を共有する。特に、本人が他者とのコミュニケーションが苦手な場合や特段の事情を抱えている場合などは、当該事業者の支援員等が保護の実施機関に同行する。</p> <p>○ 保護の実施機関から多機関協働事業者等につなぎ、協働で支援を進める場合も同様に、本人の状況に応じて同行支援等を実施。</p> <p>○ 特に、生活保護制度と重層的支援体制整備事業の両制度の支援を受ける者については、同行支援に加え、あらかじめ本人や世帯の情報、支援内容等の共有を行う。</p>

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑬	成年後見制度 利用促進	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ 包括的相談支援事業 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多機関協働事業者と権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下、「中核機関」）が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。 ○ 中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネイト役として、成年後見人等や司法専門職等との調整を行う。 ○ 成年後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事案を把握した場合は、多機関協働事業者等と連携して対応する。 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援に係る課題があると思われるにもかかわらず支援体制が構築できていない場合、支援体制の構築にあたって専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者に相談するなどの連携を行う。 <p>【参加支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。 ○ 市民後見人養成講座を修了した方が、成年後見人等として受任するまでの活動として、参加支援の取組に協力する。 <p>【包括的相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員と中核機関の職員とが、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑭	社会福祉協議会及び民生委員・児童委員	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ 地域づくり事業 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、社会福祉協議会や民生委員・児童委員からのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護・認知症、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、家族間の関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、社会福祉協議会や民生委員・児童委員からのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8050問題や介護と育児のダブルケアなど、一つの世帯に複数の課題が存在していると考えられるが、各支援関係機関の支援が届いていない場合 ・ ごみ屋敷や騒音等のトラブルなどにより、世帯全体が地域から孤立している場合 ・ 現時点では本人には明確な課題が確認されていないが、多子世帯等で養育環境に課題がある場合や、親が障害を有している等の事情により祖父母が育児を担っている場合など、将来的に課題が発生する可能性が高い場合

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑮	地域若者サポートステーション事業	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ 地域づくり事業 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、若者サポートステーションからのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、若者サポートステーションからアウトリーチ等支援事業者へのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職したものの長く続かずに退職する、面接に落ち続けるなど、就労だけでなく、日常生活や人間関係の構築等に課題を抱えており、福祉的な支援が必要と考えられる状態 ・ 相談者本人には一見問題が見られないが、家族に要介護者や病気を抱える者がおり、本人に家事や介護等で加重的な負担が生じている状態 ・ 無関心や暴力行為など家族間の人間関係に課題を抱えている状態 ・ ゴミ屋敷、ライフラインが不安定など、世帯の居住環境に課題がある状態 ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑯	消費者安全確保地域協議会制度	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、包括的相談支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、消費者行政担当部局や消費生活センター等から多機関協働事業者へのつなぎ。</p> <p style="padding-left: 20px;">消費者安全以外の分野の課題も抱えているが</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どの支援関係機関に情報提供すべきか適切に判断できない場合 ・ 課題が複雑化しており、支援関係機関間の役割分担が必要な場合 <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 以下のようなケースについて、消費者行政担当部局や消費生活センター等からアウトリーチ等支援事業者へのつなぎ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害に関する相談を受けたが、本院や家族について経済的困窮や障がい、介護、DVなど複数の課題を抱えている状態 ・ 見守りネットワークの構成員である事業者・団体（金融機関、宅配事業者、消費者団体等）から共有のある日々の活動の中で発見した異変等 ・ 長期間引きこもり状態にあり、自ら支援を求めることが難しい状態や、地域住民や支援機関とのつながりが弱いなど地域において孤立しており、支援につながることも難しいことが推測される場合
⑰	地域力創造施策	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、包括的相談支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 地域づくり事業 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <p>○ 地域運営組織等との協働により、支援の手が届きにくい者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う。</p> <p>【参加支援事業】</p> <p>○ 地域おこし協力隊等が実施する事業について、ひきこもり状態にあった者や障がい福祉サービスの対象とはならないが、一般就労が困難な者などのコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する。</p> <p>【地域づくり事業】</p> <p>○ 新たな場の確保として、例えば、多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティなど、世代や属性を限定しない交流の場や居場所を地域において創出ため、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携する。</p>

	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑬	地方創生施策	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、包括的相談支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 地域づくり事業 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【アウトリーチ等支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯活躍のまち事業の一環として設けられた高齢者や障害者など多様な人々がそれぞれ役割をもって活躍する機会を活用した、普段は自ら支援を求めることなく福祉との接点が少ない人との相互交流を通じて、必要な時に支援が可能となるような体制をつくる。 ○ 地域運営組織や小さな拠点における見守りサービス等の住民支援事業との協働により、本人との関係性の構築に向けた支援を行う。 <p>【参加支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯活躍のまち事業の一環として行われる高齢者の孤立などの地域課題の解決に向けた取組と合わせて、空き家や遊休公共施設などの既存資源を活用した新規の交流イベントを開催することなどにより、移住者や高齢者など地域とのつながりの希薄化が懸念される人々の社会参加の促進とコミュニティの活性化を同時に行う。 ○ エリアマネジメント活動や、関係人口と地域との協働によって創出された事業や、小さな拠点における祭り等のイベント運営などについて、ひきこもり状態にあった者や障害福祉サービスの対象とはならないが、一般就労が困難な者などのコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場や中間的就労として活用する。 ○ 地方就労・自立支援事業として行われる農業分野などと連携しながらひとり親や若年無業者などの地方での就労を通じた自立できる環境整備との協働により、参加支援事業の実施効果の向上を図る。 <p>【地域づくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯活躍のまち事業における多世代交流の拠点の場等で、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業を実施することにより、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な地域づくりを推進し、地域における属性を問わない多様な主体の参画を促す。 ○ 小さな拠点における地域づくり事業において育成された地域づくり人材との連携・協働により、これまで結びつきのなかった人と人とのつながり、新たな参加の場を創出する。

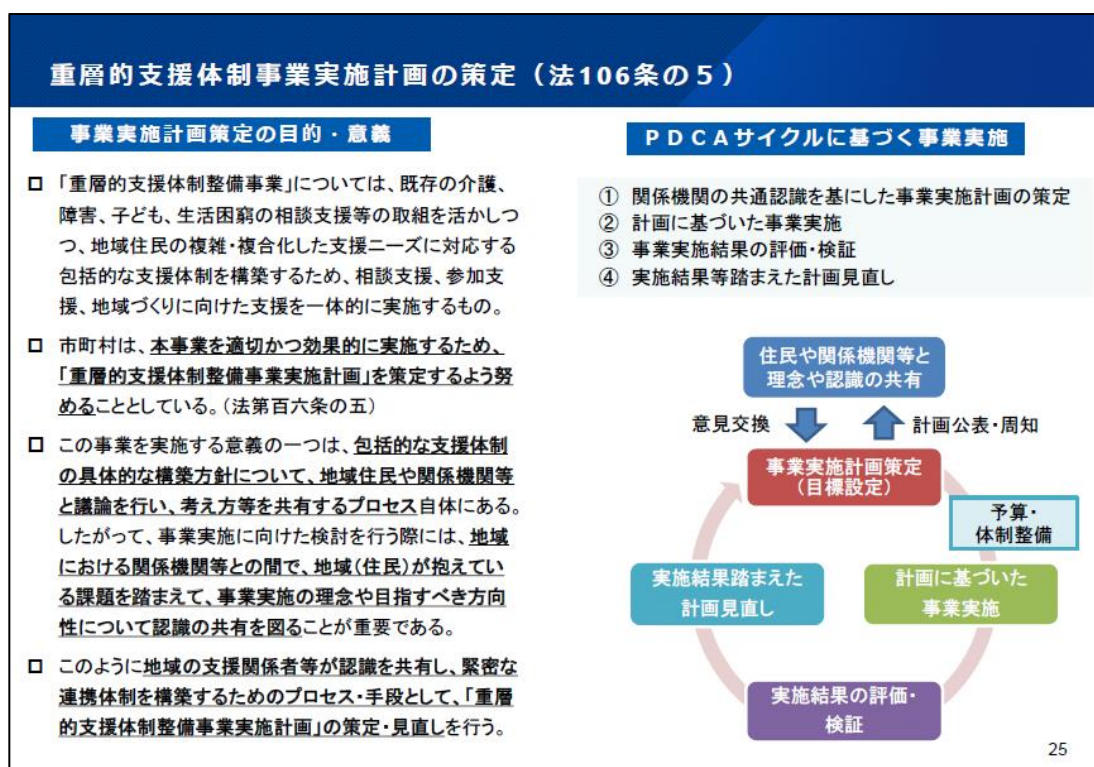
	分野・制度	想定される連携（国通知抜粋）
⑬	農林水産施策	<p>連携が考えられる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、包括的相談支援事業 ・ 重層的支援会議、支援会議 ・ アウトリーチ等支援事業 ・ 参加支援事業 ・ 地域づくり事業 <p>連携が考えられる事例・取組み</p> <p>【参加支援事業】</p> <p>○ 農林水産分野が、自然の中で作業を行うことを通じて、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるだけでなく、地域社会との接点となり社会参加を促すものであり、本人の社会参加に向けた支援において効果的な役割を果たすことが期待されるものでもあることに鑑み、支援対象者の受け入れ先として、農福連携（ユニバーサル農園を含む。）や農村型地域運営組織（農村RMOの活用）について、積極的に検討する。</p> <p>【地域づくり事業】</p> <p>○ 農村型地域運営組織（農村RMO）が形成されている地域においては、地域課題の解決に向け、農用地保全や農業を核とした地域資源の活用と併せて生活支援等の取組みを協議し、地域づくり事業と農村RMOとの積極的な情報共有を図る。</p>

(4) 重層事業実施計画の策定

① 計画の目的

- 重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、事業を適切かつ効果的に実施するため、法第104条の5において「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされています。
- 重層事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあります。
- 事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域（住民）が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や市町村として目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要です。
- 計画は、関係機関等と認識を共有し、緊密な連携体制を構築するための手段とし策定するものです。

【図45】



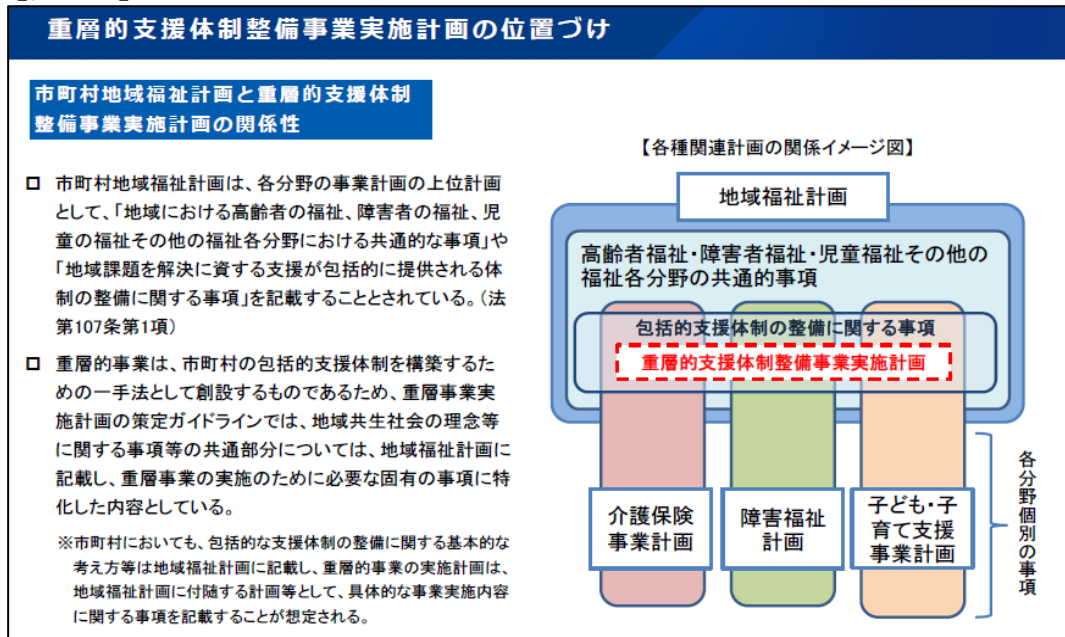
出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

② 計画に盛り込むべき事項

- 重層事業は、包括的支援体制を構築するための一つの手法として創設されたものであり、地域共生社会の理念等に関する事項については市町村地域福祉計画に記載することが想定されます。
- このため、重層事業実施計画では、支援拠点の設置箇所、設置形態、多機関協働事業等の実施体制、重層的支援会議や支援会議の実施方法など、重層事業を実施するに当たっての市町村としての体制等を記載することとなります。

【図46】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

【図47】

重層的支援体制整備事業実施計画の記載内容

事業実施計画に盛り込むべき事項	
<h4>必須記載事項</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援機関、地域づくり事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型） ・ 参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数など、どのような体制で設置するか） ・ 重層的支援会議の実施方法 ・ 支援関係機関間の連携に関する事項 	
<h4>任意記載事項</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針 ・ 重層事業の実施目標 ・ 重層事業の事業評価、見直しに関する事項 	
各事業の実施等に係る記載内容	
各事業	記載内容・ポイント等
包括的相談支援事業	・ 相談支援機関（窓口）の設置か所数 ・ 各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象圏域等
参加支援事業	・ 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法） ・ 参加支援を行う際に利用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり事業	・ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法） ・ 地域づくり支援の拠点の設置か所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・ その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等事業	・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働事業	・ 多機関協働事業の調整機能を担当する機関の設置方法

※ 「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和3年3月29日社援地0329第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照 27

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

(5) 重層的体制整備事業への移行準備事業の活用

- 重層事業は、複数の既存事業及び新しい機能としての多機関協働事業等の一体的な実施、予算の整理、各分野の相談支援機関等との連携体制の構築が必要であり、容易に実施できるものではありません。
- このため、重層事業の実施に当たっては、市町村として計画的に準備を進める必要があります。
- これを支援するため、市町村における重層的支援体制への移行を支援する国の補助事業として「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」が令和3年度から開始されました。
- この移行準備事業は、重層事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各分野の相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備を行う事業であり、補助期間は3年間となっています。
- この移行準備事業の実施により、各分野の相談支援機関との連携体制の構築や庁内の体制について検討を進めながら、新しい機能の多機関協働事業等を先行的に実施することができます。
- なお、事業終了後は、重層事業への移行が想定されますが、移行しなかった場合でもペナルティはありません。

【図48】

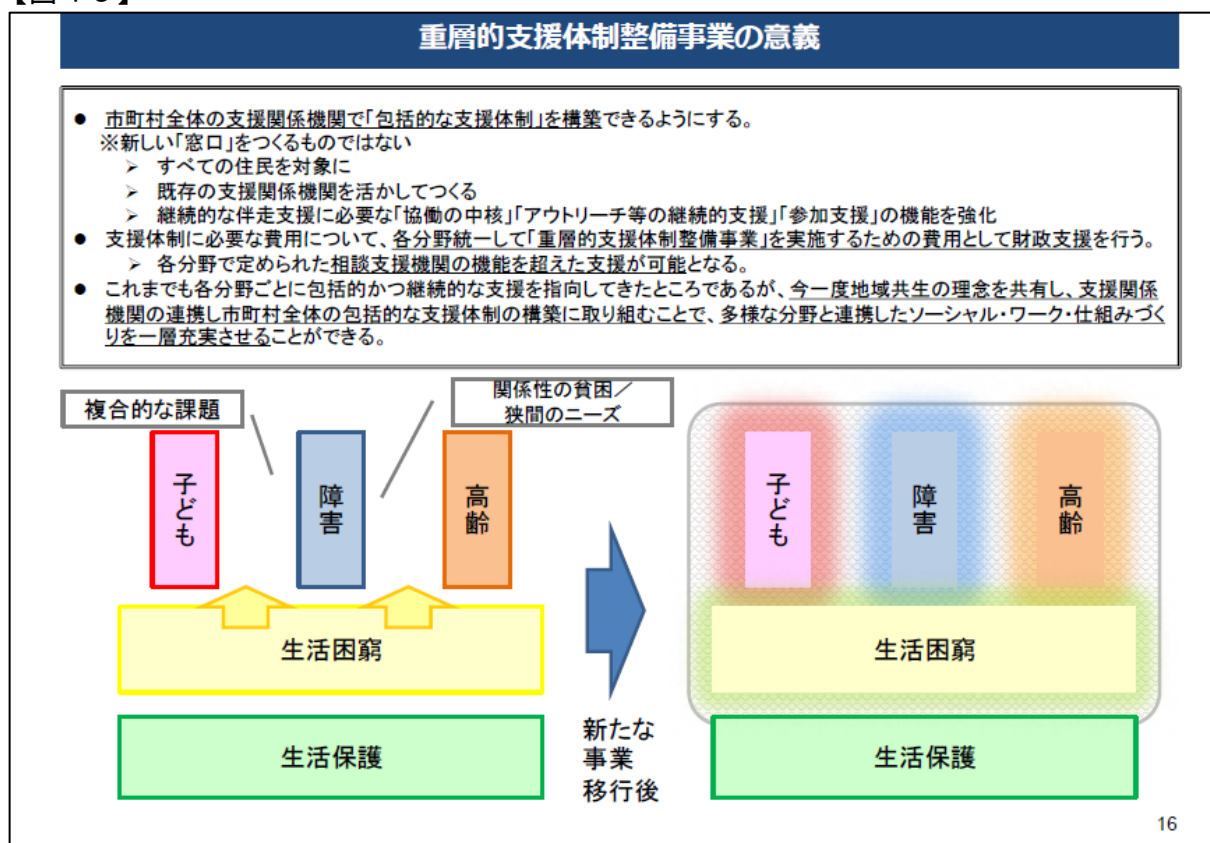
<重層的支援体制整備事業への移行準備事業について>

- 目的 重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備
- 実施主体 市町村（委託可）
- 補助率 国3/4、市町村1/4
- 補助期間 最大3年間
- 事業内容 以下の①、②を必須とし、移行準備の状況に応じて③、④も実施
 - ① 庁内連携体制の構築
⇒関係部局を横断した連携会議の実施、移行時期や課題・解決等を含む移行計画の作成する。
 - ② 多機関協働の取組
⇒困難な事例に対応する支援機関の課題の把握や、機関間の役割分担、支援の方向性の整理など事例全体の調整を行う。
 - ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
⇒ 支援機関等との連携や地域とのつながりを構築、困難な課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握、本人との関係性の構築を目指す。
 - ④ 参加支援の取組
⇒ 本人やその世帯の課題やニーズを把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートし、マッチングを行う。

6 重層事業の実施の意義・メリット

- 重層事業を実施する意義としては、事業の実施により法第 106 条の 3 に規定されている包括的な支援体制の整備を目指すところにあります。
- メリットとしては、分野を超えた包括的な支援に必要な「多機関による協働」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「参加支援」について、補助金を活用して機能を強化することができます。
- また、これまで別々の制度として実施されてきた 4 分野の支援に要する費用が重層事業を実施するための交付金として一括交付されることにより、例えば、複数の分野に対応できる相談窓口の設置など、各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となり、体制整備の幅が広がります。
- さらに、法定化され守秘義務が設けられた支援会議により、支援に当たって本人同意がとれていないケースについても、関係者間で情報共有を行い、深刻な課題の見過ごしや予防的な措置が可能となります。
- 包括的な支援体制が整備されることにより、行政や地域住民はもちろん、地域の支援関係者にとっても、支援対象者の抱える課題のすべてを一か所で抱え込む必要がなくなるなど、地域全体のメリットにつながります。

【図 4 9】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和 3 年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について



